

# 隱岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）

平成 31 年 2 月

隱 岐 の 島 町



## 目次

第1章 計画策定の趣旨 .....	1
第1節 計画策定の趣旨 .....	1
第2節 計画の位置づけ及び循環型社会形成の推進のための法体系 .....	2
第3節 計画の概要 .....	5
第4節 目標年度 .....	6
第5節 本計画における評価・改善 .....	6
第2章 地域の概況 .....	7
第1節 自然環境 .....	7
第2節 社会環境 .....	9
第3節 都市環境 .....	15
第3章 ごみ処理の実態と課題 .....	16
第1節 ごみ処理の実態 .....	16
第2節 ごみ処理における課題 .....	35
第4章 ごみ処理基本計画 .....	39
第1節 ごみ処理の目標 .....	39
第2節 将来人口の推計 .....	40
第3節 ごみ排出量の推計 .....	42
第4節 ごみ減量化施策 .....	46
第5節 ごみ処理に係る将来計画 .....	50
第6節 その他の事項 .....	56



## 第1章 計画策定の趣旨

### 第1節 計画策定の趣旨

一般廃棄物処理基本計画（以下、「基本計画」といいます。）は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（以下、「廃掃法」といいます。）第6条第1項に基づき、市町村ごとに策定することが義務付けられている計画であり、当該市町村区域内の人口推移、ごみ排出状況及び処理状況等を整理した上で、ごみ減量化施策、ごみ減量化目標等を検討し、明記する必要があります。

隠岐の島町（以下、「本町」といいます。）では、平成23年3月に「隠岐の島町一般廃棄物処理基本計画」（以下、「前計画」といいます。）を策定し、人口推移、ごみ排出状況及び処理状況に加え、廃棄物行政における「町民」、「行政」、「事業者」それぞれの役割、取り組みを整理し、ごみの減量化における基本的な方針及びごみ減量化目標等を明記しました。

これまで前計画で明記した、ごみ減量化目標を達成するため、ごみ減量化施策を周知徹底し、本町としてごみの減量化施策を推進してきましたが、前計画から9年が経過していることや、昨年3月に実施したごみアンケートにおいて、町民から様々な意見があり、本町として課題が生じている状況にあります。

また、ごみ処理施設について、島後清掃センターの老朽化や島後一般廃棄物最終処分場の残余容量を勘案すると、早急に施設整備の方向性を検討することが必要となり、平成29年度に「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定しました。

このような状況に鑑み、本町では、「隠岐の島町一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（平成●年●月）」（以下、「本計画」といいます。）を改定することになりました。

なお、本計画では、一般廃棄物処理基本計画において整理が求められている人口の推移、ごみ排出状況及び処理状況並びに前計画で明記した廃棄物行政における「町民」、「行政」、「事業者」それぞれの役割、取り組み等に加え、現在、本町が抱えている「非常に高い家庭系ごみ1人1日平均排出量」、「島後清掃センターの経年的劣化」、「海岸漂着ごみの適正処理」等の課題を整理し、今後の廃棄物処理施策の方向性を定めます。

## 第2節 計画の位置づけ及び循環型社会形成の推進のための法体系

本計画の位置づけ及び循環型社会形成の推進のための法体系の概要は、下記に示すとおりです。

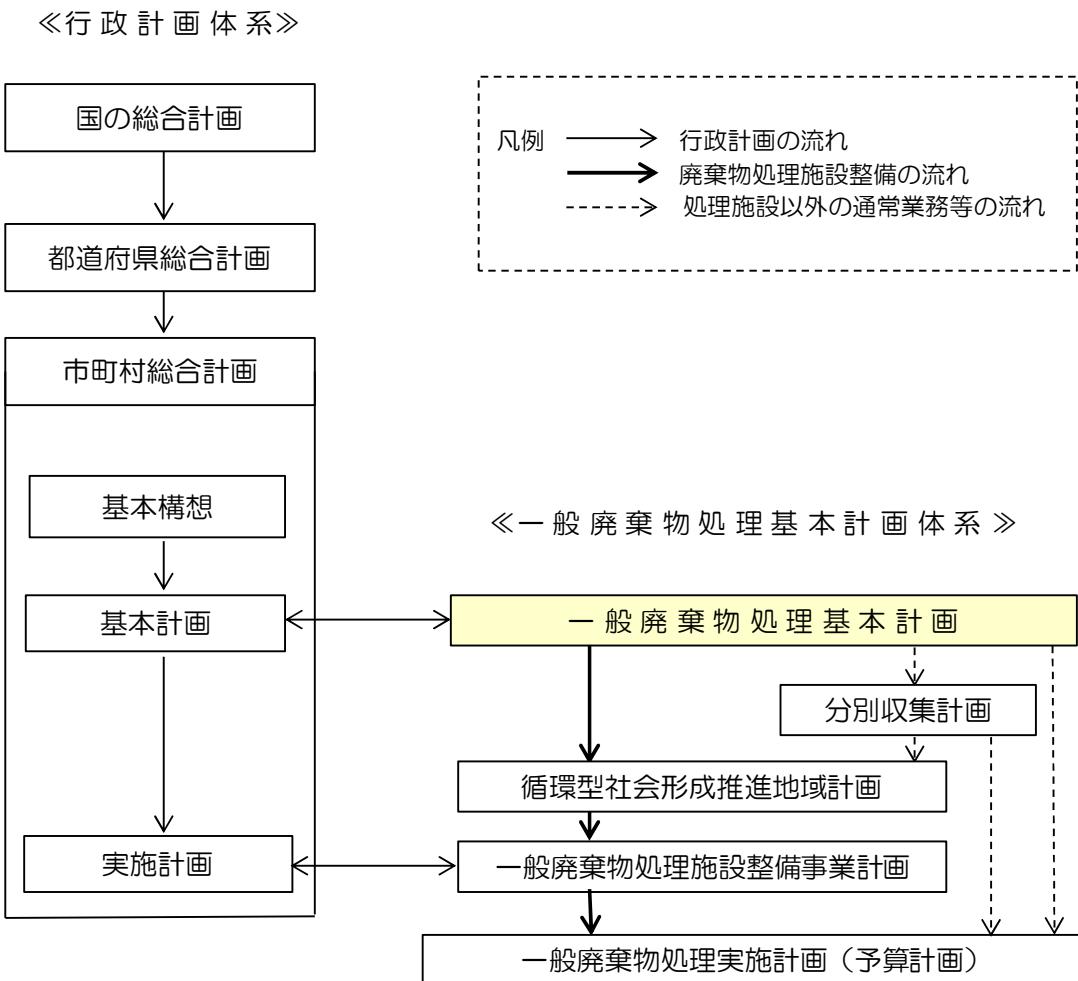


図 1-2-1 本計画の位置づけ

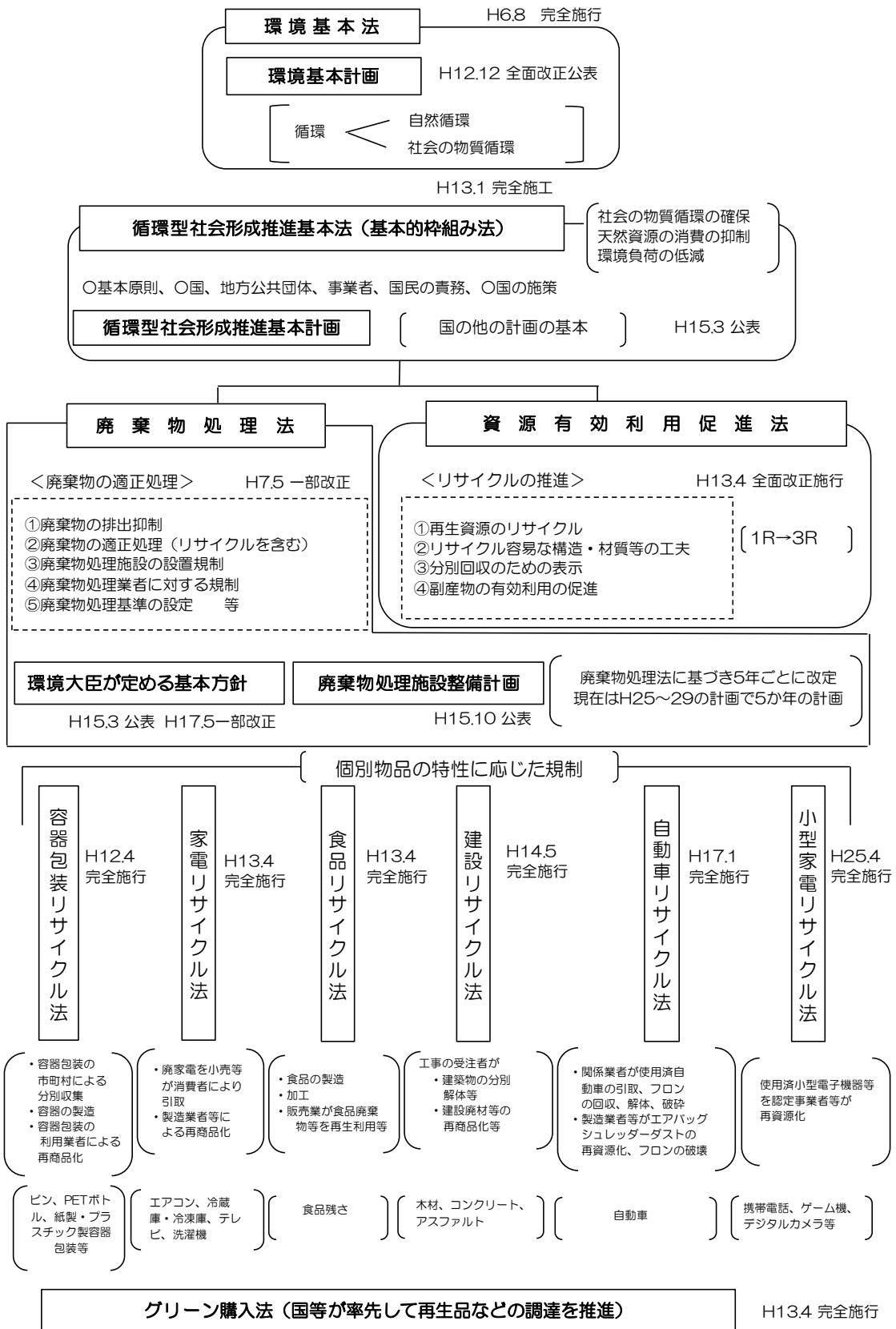


図 1-2-2 循環型社会形成の推進のための法体系

表 1-2-1 本計画に関する法令の概要

法令名称	制定年度	概 要
環境基本法	平成 5 年度	環境の保全について基本理念を定め、環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、国民の健康と文化的な生活を確保する。
循環型社会形成推進基本法	平成 12 年度	循環型社会の形成についての基本原則や国等の責務を定めるとともに基本計画の策定などについて定めることにより、環境への負荷ができる限り低減される「循環型社会」の形成を推進する。
廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (廃掃法)	昭和 45 年度	廃棄物の排出抑制や適正な処理(分別、保管、収集、運搬、処分、再生等)を行うことにより、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的とする。廃棄物の定義や処理責任、廃棄物処理業者及び処理施設に対する許可、廃棄物処理基準などを規定している。
資源の有効な利用の促進に関する法律 (資源有効利用促進法)	平成 12 年度	資源の有効利用を図るとともに、廃棄物の発生抑制や環境保全に資するため、主に事業者等の取り組みを中心に廃棄物の発生抑制、部品等の再利用及び原材料としての再利用の促進を目的としている。
容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律 (容器包装リサイクル法)	平成 7 年度	家庭等から排出されるごみの大半(容積比約 60%)を占めている容器包装の製造・利用事業者などに分別収集された容器包装のリサイクルを義務づけることにより、一般廃棄物の減量と資源の有効利用を図る。
特定家庭用機器再商品化法 (家電リサイクル法)	平成 10 年度	家電製品の製造・販売事業者などに、廃家電製品の回収、リサイクルを義務づけることにより、家電製品の効果的なリサイクルと廃棄物の減量化を図る。対象となる家電製品は当初、ブラウン管テレビ、冷蔵庫・冷凍庫、洗濯機、エアコンとなっていたが、平成 21 年 4 月 1 日より液晶式及びプラズマ式テレビと衣類乾燥機が追加された。
使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律 (小型家電リサイクル法)	平成 25 年度	使用済小型電子機器等に利用されている金属その他の有用なものの相当部分が回収されずに廃棄されている状況に鑑み、使用済小型電子機器等の再資源化を促進するための措置を講ずることにより、廃棄物の適正な処理及び資源の有効な利用の確保を図る。
食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律 (食品リサイクル法)	平成 12 年度	売れ残りや食べ残し又は製造過程において発生する食品廃棄物について、発生抑制、減量化等により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者による食品循環資源の再生利用等の促進を図る。
建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (建設リサイクル法)	平成 12 年度	建設工事の受注者などに、建築物などの分別解体や建設廃棄物のリサイクルなどを義務づけ、建設工事に係る資材の有効利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図る。
使用済自動車の再資源化等に関する法律 (自動車リサイクル法)	平成 14 年度	自動車製造業者及び関連事業者による使用済み自動車の再資源化等を適正かつ円滑に実施するための措置を講じることにより、使用済み自動車の適正な処理とリサイクル等を図る。
国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(グリーン購入法)	平成 12 年度	国等が率先して、再生品などの環境物品等の調達を推進し、環境物品等に関する適切な情報提供を促進することにより、需要の転換の促進を図る。

### 第3節 計画の概要

一般廃棄物処理計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和46年厚生省令第35号）第1条の3に基づき、一般廃棄物の処理に関する基本的な事項について定める基本計画（一般廃棄物処理基本計画）及び当該基本計画の実施のために必要な各年度の事業について定める実施計画（一般廃棄物処理実施計画）から構成されます。

また、一般廃棄物処理基本計画及び一般廃棄物処理実施計画は、それぞれ、ごみに関する部分（ごみ処理基本計画及びごみ処理実施計画）と生活排水に関する部分（生活排水処理基本計画及び生活排水処理実施計画）から構成されます。

本町の事業範囲としては、ごみ及び生活排水についてとなります。現在、本町は、下水道共同処理の整備を進めている段階であり、現段階で生活排水に関する部分も記載した一般廃棄物処理基本計画を策定する場合、生活排水における下水道及び浄化槽等の対象人口と処理量に乖離が生じることになるため、本計画においては、ごみに関する部分のみを記載します。

そのため、今後の本町における一般廃棄物処理計画について、ごみに関する部分は本計画、生活排水に関する部分は前計画に位置づけるものとします。

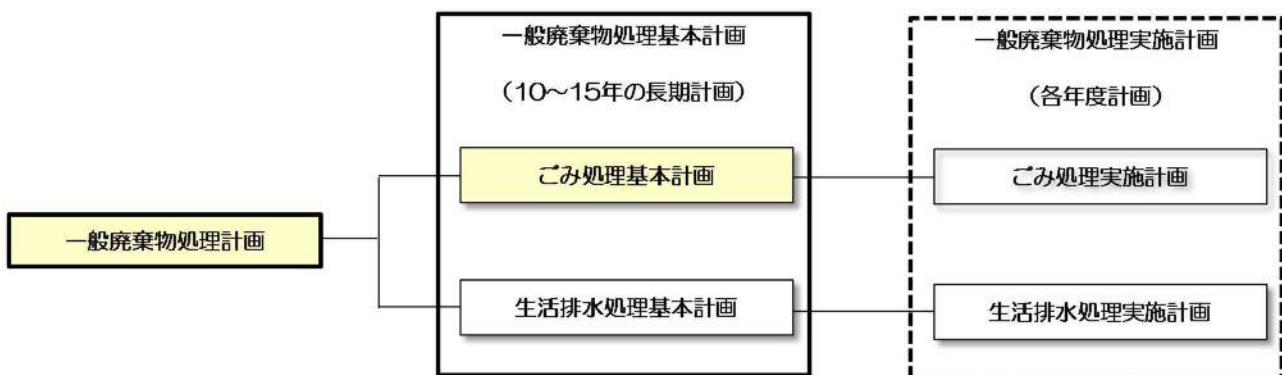


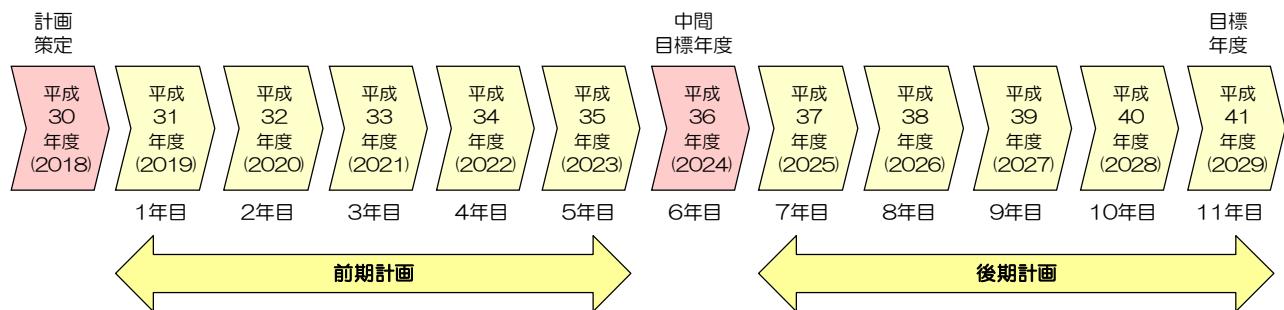
図 1-3-1 一般廃棄物処理計画の構成

#### 第4節 目標年度

本計画は、平成31年度（2019年度）を初年度とし、平成41年度（2029年度）を目標年度とした11年間の計画とします。

なお、一般廃棄物処理基本計画は、概ね5年毎に改訂するとともに、計画策定の前提となっている諸条件が大きく変動した場合には、本計画で掲げるごみ減量化目標やごみ減量化施策等について、達成度や各々の取り組み状況等を踏まえ見直しを行うことが求められています。

そのため、本計画では、平成36年度（2024年度）を中間目標年度とし、本計画で掲げるごみ減量化目標やごみ減量化施策等の見直しを行うものとします。



#### 第5節 本計画における評価・改善

一般廃棄物処理基本計画は、資源循環に係る様々な施策を多岐にわたって展開するための基礎となる計画です。

本町は、「ごみ処理基本計画策定指針（平成28年9月）」に則り、本計画について継続的に評価・改善を行います。

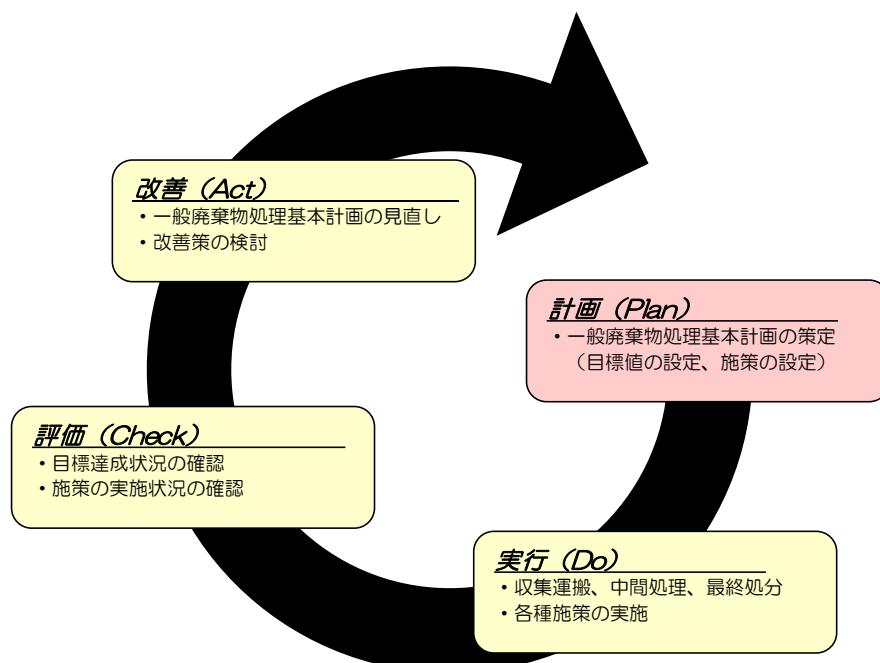


図 1-5-1 本計画におけるPDCAサイクル（イメージ図）

## 第2章 地域の概況

### 第1節 自然環境

#### 1. 位置と地勢

本町は、島根半島の北東約 80km の海上に位置し、隠岐諸島の中で最大の島であり、面積は、 $242.82\text{km}^2$ です。また、北西約 158 km には竹島があり、隠岐の島町に属しています。

地勢は、ほぼ円形に近い火山島で、隠岐の最高峰大満寺山 (608m) を中心に、500m級の山々が連なり、これを源に発する八尾川、重栖川、中村川流域に平地が開けています。島の周辺の海岸全域は、昭和 38 年に大山隠岐国立公園に指定され、雄大な海洋風景や急峻な山並等が風光明媚な景観を醸し出しています。また、海岸は自然の良港に恵まれ、周辺の海域は、北からのリマン海流と南からの対馬海流の影響を受け、国内有数の好漁場となっています。

海路は、西郷港から本土へフェリーで約 2 時間 25 分、高速船で約 1 時間 10 分、空路は隠岐空港から出雲空港へ約 25 分、大阪（伊丹）空港へ約 50 分で結ばれています。



図 2-1-1 本町の位置

## 2. 気候

平成 29 年度における本町（気象庁においては「西郷」として整理）の気候の概況は、下記に示すとおり、年平均降水量は 1,646mm、年平均気温は 14.6°C となっています。

表 2-1-1 平成 29 年度における気候の概況

月	気圧(hPa)		降水量(mm)		気温(°C)			湿度(%)	風向・風速(m/s)					
	平均		合計	日最大	日平均	最高	最低		平均風速	最大風速		最大瞬間風速		
	現地	海面								風速	風向	風速	風向	
1	1,016.7	1,020.2	118.5	25.0	5.0	14.4	-3.7	72	3.7	14.1	南西	22.5	南西	
2	1,015.4	1,019.0	218.0	38.0	5.0	15.0	-2.2	76	3.3	11.9	南西	23.8	西南西	
3	1,014.3	1,017.8	70.5	25.5	6.7	17.7	-0.7	74	3.0	10.3	西南西	19.6	西	
4	1,009.6	1,013.0	110.5	50.0	13.4	23.8	1.5	72	3.8	15.3	西	25.0	南西	
5	1,009.0	1,012.3	16.0	6.0	18.1	28.9	6.4	71	3.2	11.0	西南西	17.5	西南西	
6	1,006.1	1,009.4	68.0	25.5	19.4	27.6	10.2	81	2.9	11.8	北西	21.8	北西	
7	1,005.7	1,008.9	96.5	41.5	26.1	33.5	17.8	84	3.5	11.8	西南西	19.5	西南西	
8	1,004.4	1,007.6	192.5	77.0	26.1	34.1	17.2	83	3.0	11.4	西南西	19.1	西南西	
9	1,009.0	1,012.3	242.0	72.0	21.6	28.7	12.8	80	3.0	11.3	西南西	20.4	東北東	
10	1,016.0	1,019.3	285.0	80.0	17.1	26.7	5.1	80	3.2	10.9	東北東	23.0	北東	
11	1,016.3	1,019.7	78.0	15.5	11.6	22.2	2.5	72	3.6	13.7	西南西	26.1	西	
12	1,016.9	1,020.4	150.5	20.5	5.3	13.9	-1.0	74	3.6	12.6	西	23.6	西	
平均	1,011.6	1,015	1,646	80.0	14.6	34.1	-0.4	77	3.3	15.3	西	26.1	西	

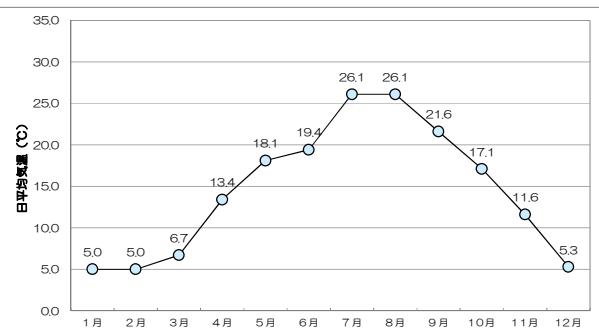


図 2-1-2 日平均気温の推移

資料：気象庁「気象観測データ」

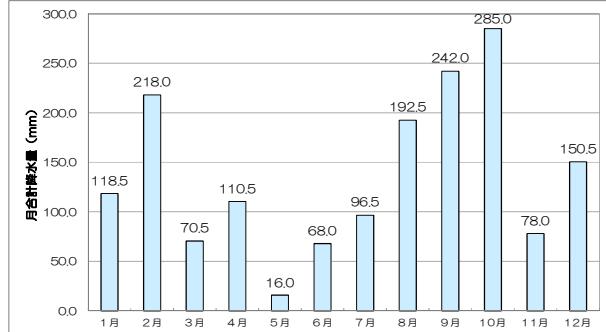


図 2-1-3 月合計降水量の推移

資料：気象庁「気象観測データ」

## 第2節 社会環境

### 1. 人口動態等

#### 1) 人口動態

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の人口は、下記に示すとおり、減少傾向を示しています。

なお、各年度の人口は、10月 1 日時点の人口です。



図 2-2-1 人口の推移

## 2) 年齢別人口推移

平成 22 年度及び平成 27 年度における本町の年齢別人口の推移について、人口が増加している年齢は、「0 歳～4 歳」、「40 歳～44 歳」、「65 歳～69 歳」、「85 歳以上」となっており、特に「65 歳～69 歳」については、400 人以上増加しています。

また、65 歳以上の老人人口の割合に目を向けると、平成 22 年度は約 34%、平成 27 年度は約 38% となっており、増加傾向を示しています。

※年齢不詳は含んでいません。

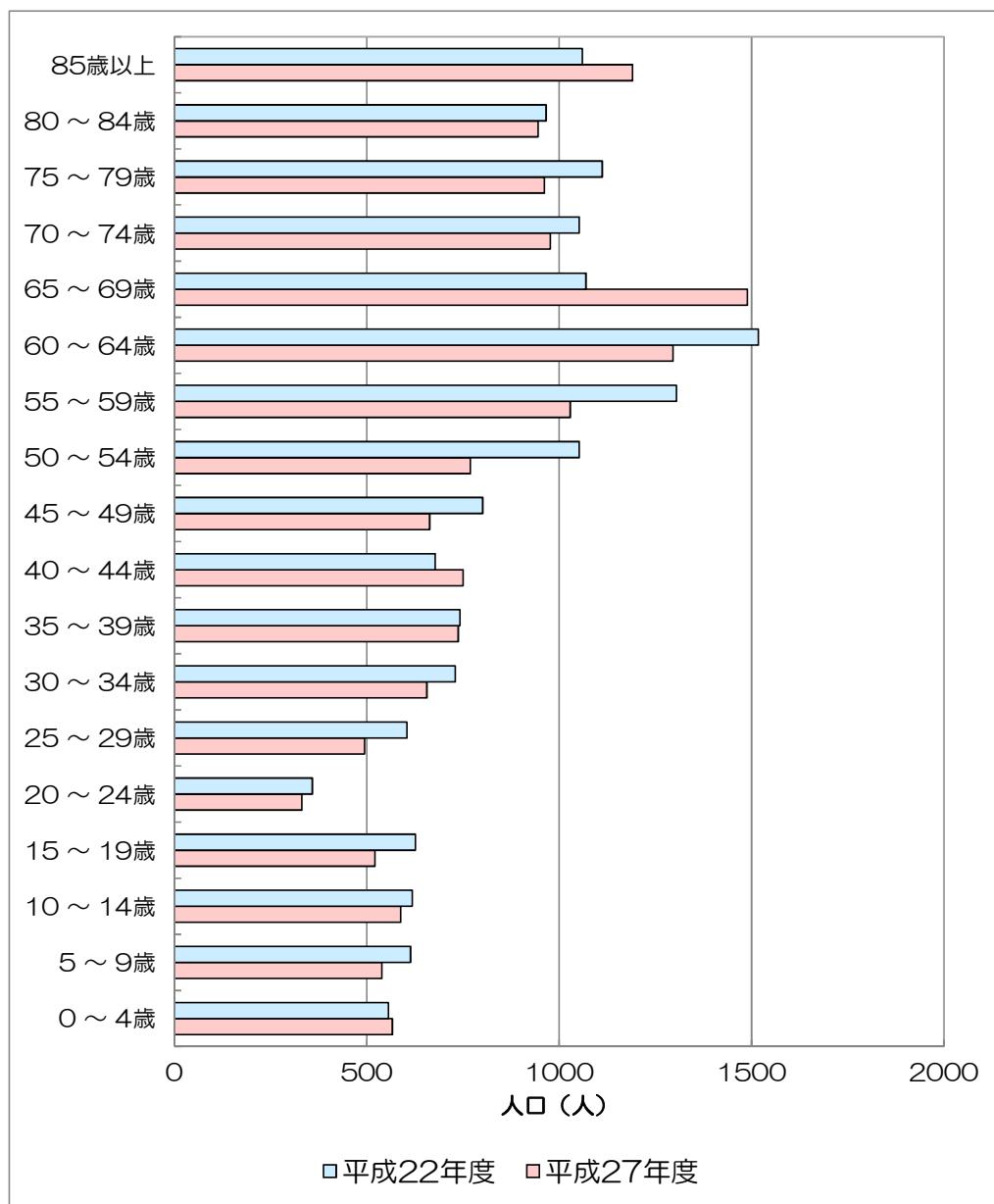


図 2-2-2 年齢別人口の推移

資料：国勢調査

### 3) 人口ピラミッド

平成 29 年度における本町の人口ピラミッドは、下記に示すとおり、少子高齢化が進行していると考えられます。

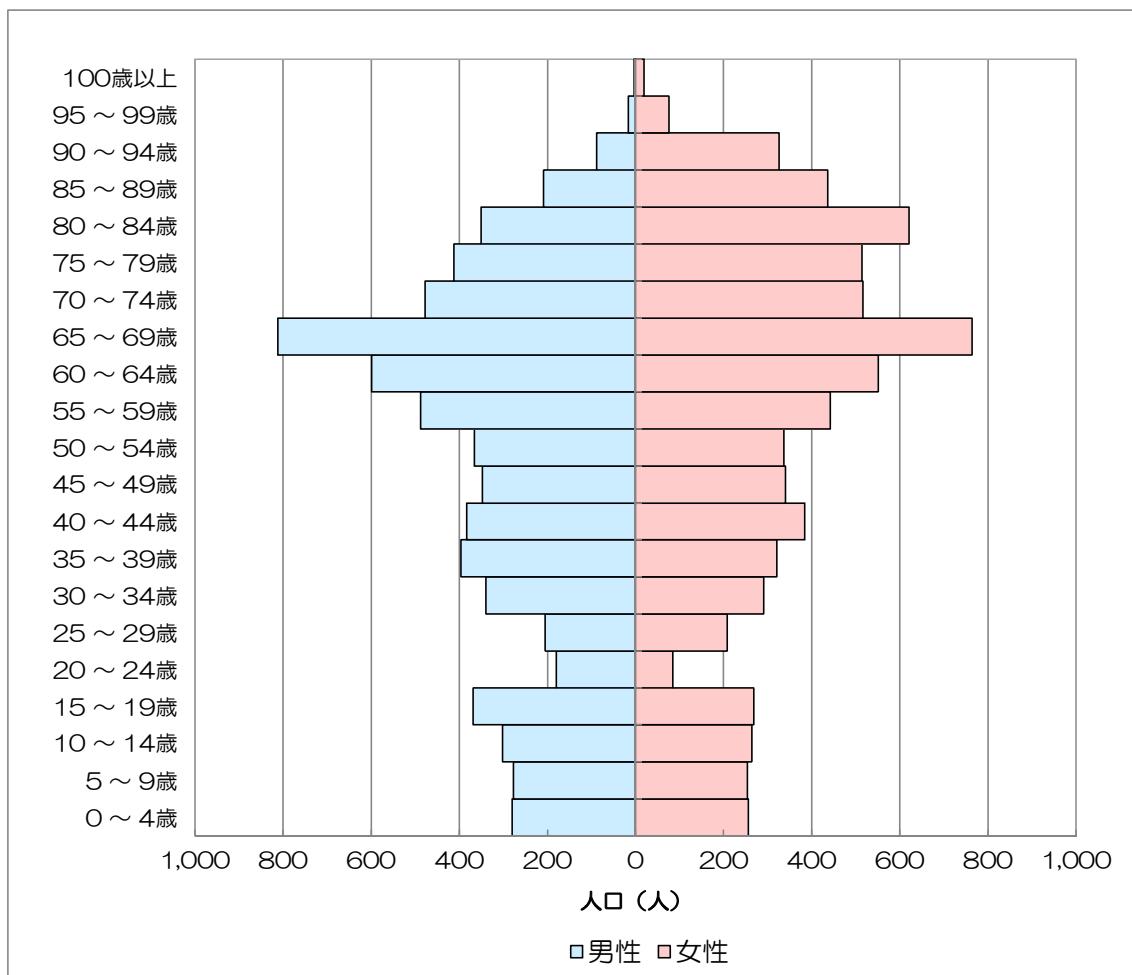


図 2-2-3 平成 29 年度における人口ピラミッド

資料：しまね統計情報データベース

## 2. 産業

### 1) 産業構造

平成 21 年度及び平成 26 年度における本町の産業構造は、下記に示すとおり、第 3 次産業が最も栄えており、平成 26 年度においては、事業所は全体の約 78.9%、従業者数は、全体の約 76.5%を占めています。

また、全体の傾向に目を向けると、総事業所数及び総従業者数とともに、減少傾向を示しています。

表 2-2-1 産業構造

			平成21年度	平成26年度
総事業所数（事業所）			1,210	1,073
総従業者数（人）			7,389	6,455
第 1 次	事業 所	事業所数（事業所）	23	21
		構成比（%）	1.9	2.0
	従 業 者	従業者数（人）	368	368
		構成比（%）	5.0	5.7
第 2 次	事業 所	事業所数（事業所）	235	205
		構成比（%）	19.4	19.1
	従 業 者	従業者数（人）	1,425	1,146
		構成比（%）	19.3	17.8
第 3 次	事業 所	事業所数（事業所）	952	847
		構成比（%）	78.7	78.9
	従 業 者	従業者数（人）	5,596	4,941
		構成比（%）	75.7	76.5

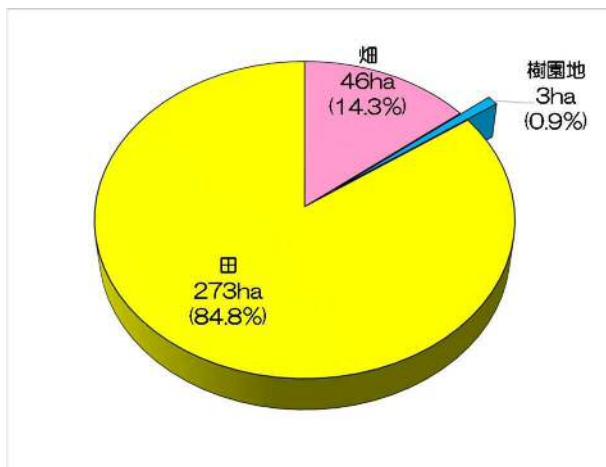
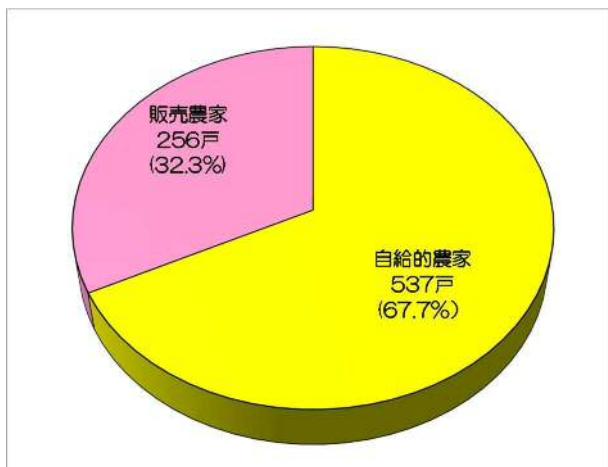
資料：経済センサス基礎調査

## 2) 農業

平成27年度における本町の農業について、農家戸数は793戸（そのうち販売農家が256戸、自給的農家が537戸）となっています。

なお、販売農家のうち、専業農家が88戸、第一種兼業農家が20戸、第二種兼業農家が148戸であり、生産所得を求める第二種兼業農家が半数以上を占めています。

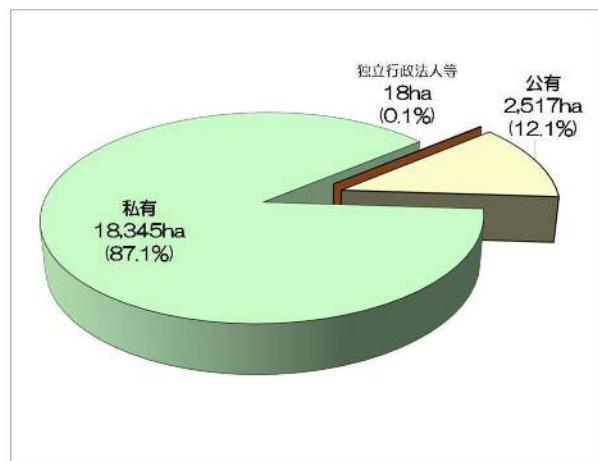
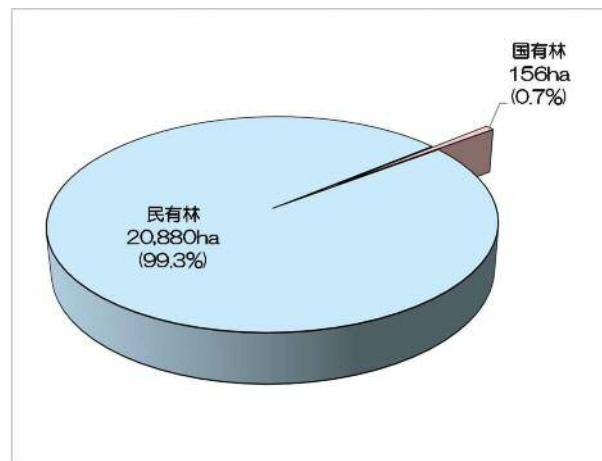
また、経営耕地面積割合は、田が約85%を占め、畑は約14%、樹園地は約1%となっています。



## 3) 林業

平成27年度における本町の林業面積について、合計21,036haのうち、国有林が156ha（0.7%）、民有林が20,880ha（99.3%）となっています。

なお、民有林のうち、私有が約18,345ha（87.1%）、公有が2,517ha（12.1%）、独立行政法人等が18ha（0.1%）となっています。



#### 4) 観光

平成 18 年度から平成 27 年度における本町の観光客の推移は、下記に示すとおり、景気の悪化や海外旅行の低価格化などによって国内旅行が低迷し、平成 25 年度までは減少傾向を示していましたが、平成 25 年に世界ジオパークの認定を受けたことや、誘客促進、観光振興事業の展開による成果により、平成 26 年度以降は、増加傾向に転じています。

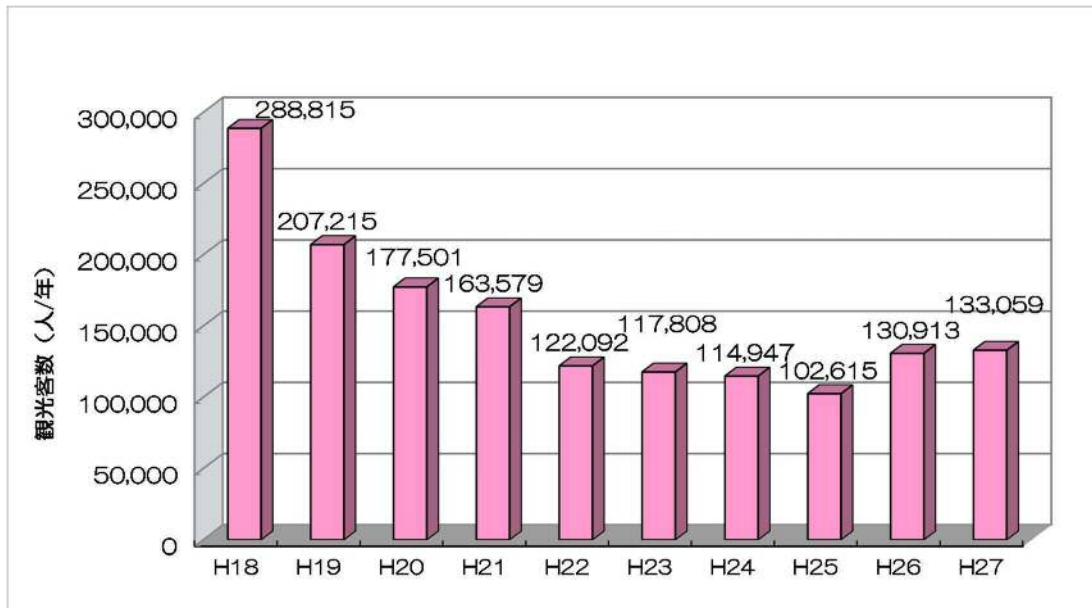


図 2-2-8 観光客の推移（年別）

資料：島根県統計書

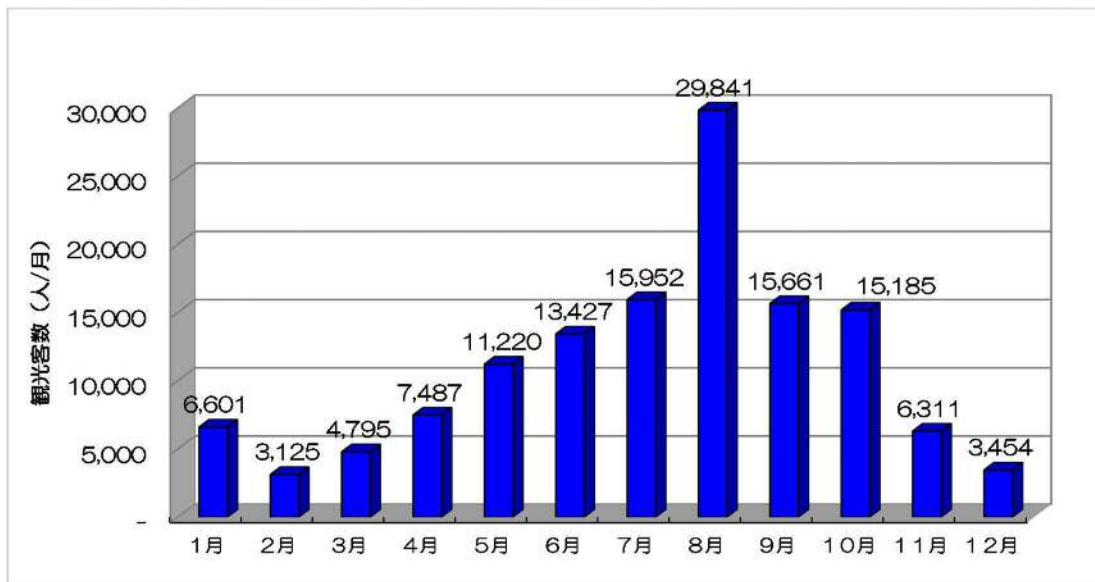


図 2-2-9 平成 27 年度における観光客の推移（月別）

資料：島根県統計書

### 第3節 都市環境

#### 1. 土地利用状況

平成23年度から平成27年度における本町の土地利用状況は、下記に示すとおり、本町のほとんどの土地は山林となっています。

直近の平成27年度における土地利用状況では、山林が約84.8%と最も高く、田が約6.6%、畠が約4.1%、住宅が3.0%、雑種地が0.9%と続いています。

表2-3-1 土地利用状況

	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	割合(%)
	ha	ha	ha	ha	ha	
合計	99,010.2	100,993.3	100,906.7	101,178.7	101,827.9	
田	6855.19	6841.037	6,806	6,785	6,753.1	6.6
畠	4,223.6	4,220.0	4,183.2	4,173.4	4,168.7	4.1
宅地	3,116.5	3,108.3	3,096.4	3,109.2	3,098.9	3.0
池沼	7.1	7.1	7.1	7.1	7.1	0.0
山林	83,288.1	85,282.4	85,257.2	85,555.4	86,231.8	84.8
牧場	0	0	0	0	17.9	0.0
原野	608.5	617.2	624.7	625.7	633.6	0.6
雑種地、その他	911.3	917.2	931.9	923.0	916.8	0.9

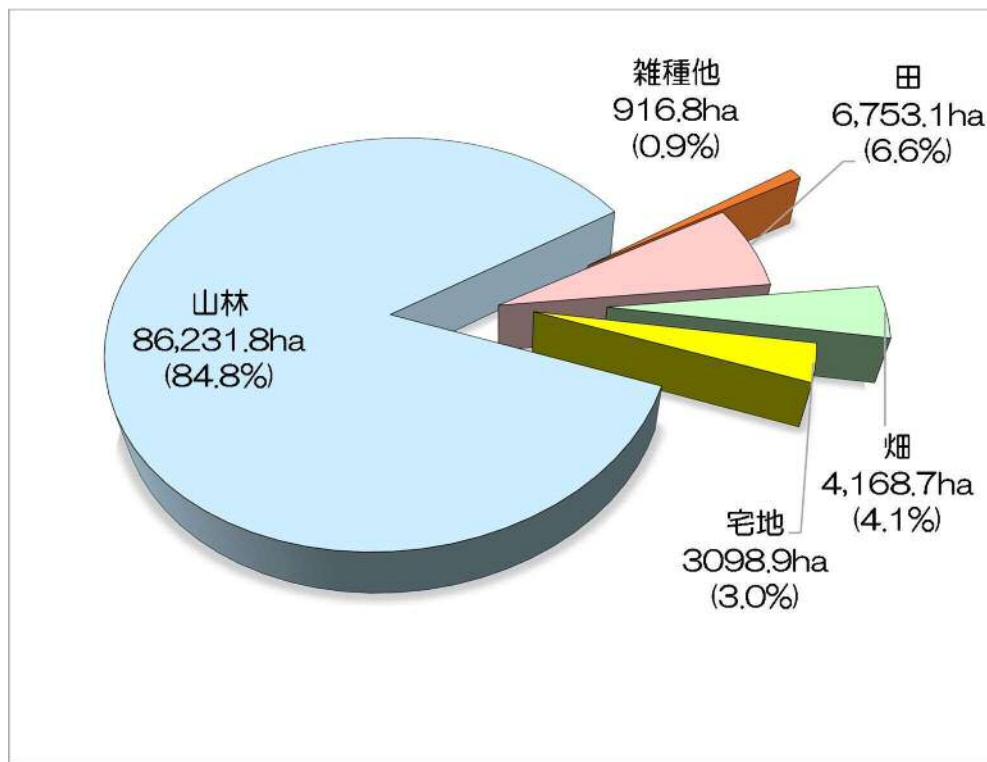


図2-3-1 平成27年度における土地利用状況

資料：島根県統計書

## 第3章 ごみ処理の実態と課題

### 第1節 ごみ処理の実態

#### 1. ごみ処理の流れ等

##### 1) ごみ処理の流れ

本町のごみ処理の流れは、下記に示すとおりです。

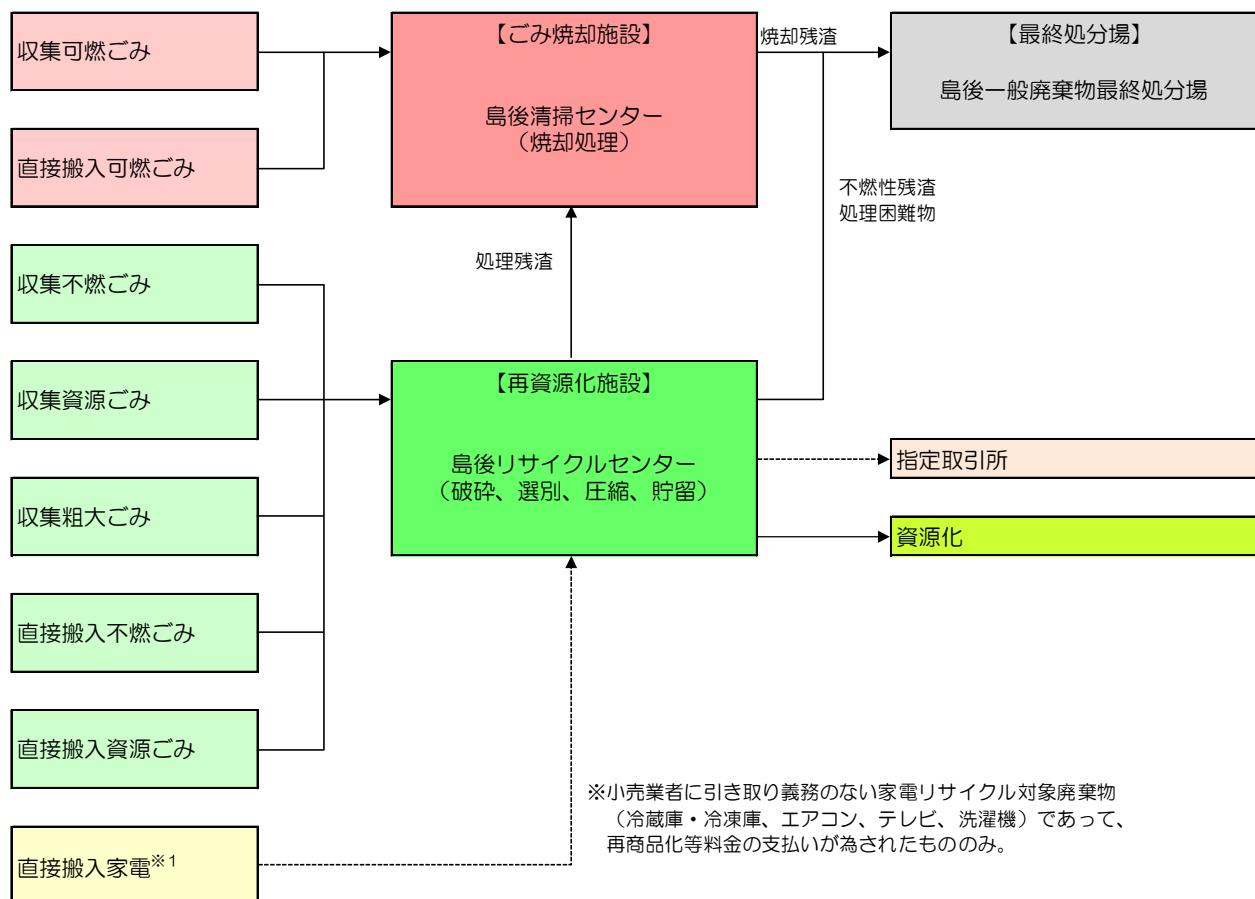


図 3-1-1 ごみ処理の流れ

## 2) 収集区分等

本町の収集区分は、下記に示すとおり、「可燃ごみ」、「不燃ごみ」、「資源ごみ（缶類、ピン類、ペットボトル、古紙類）」、「粗大ごみ」の4種7品目となっています。

表 3-1-1 収集区分等

分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料
可燃ごみ	台所ごみ、紙・布類、木くず・庭草類、プラスチック容器、ポリ袋類、発泡スチロール類・カップ類・ゴム類	直営	2回/週	1容器10kg以内100円
不燃ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、電気（小型）・台所製品類	委託	2回/月	1容器10kg以内100円
資源ごみ	缶類	委託	2回/月	無料
	ピン類			
	ペットボトル			
	古紙類	委託	1回/月	無料
粗大ごみ	タンス、机、ベッド、応接セット、サイドボード、自転車、食器棚、じゅうたん、イス、ストーブ、レンジ等	委託（ステーション、各戸） 許可（各戸）	委託（1回/月） 許可（随時）	1辺の長さ及び高さが50cm以上の大型ごみ1個 300円（許可について は、許可業者により料金設定）

## 3) 直接搬入ごみ等の手数料

島後清掃センター及び島後リサイクルセンターに直接搬入または町の許可業者に収集運搬を依頼する際の事業系ごみ等の手数料は、下記に示すとおりです。

表 3-1-2 直接搬入ごみ等の手数料

取り扱い区分	単位	金額
日常の家庭生活及び事業所から排出される家電リサイクル法対象品目のうち小売業者の取り引き義務のない対象機器で自ら処分場へ搬入するもの	テレビ・洗濯機、衣類乾燥機 1台につき	3,000円
	冷蔵庫・冷凍庫・エアコン1 台につき	4,000円
日常の家庭生活から排出されるもので自ら処分場へ搬入するもの	自動車1台10kgまたはその 端数につき	50円
事業活動により排出されるもので自ら処分場へ搬入するもの	自動車1台10kgまたはその 端数につき	100円
事業活動により排出されるもので一般廃棄物と併せて処理できる産業廃棄物で次のもののうち町長が許可するもので自ら処分場へ搬入するもの 1 工作物除去に伴って生じた木くず 2 工作物除去に伴って生じた不燃性破片その他これに類するもの	自動車1台100kgまたはその 端数につき	3,000円

## 2. ごみ処理施設（中間処理施設）の概要

### 1) ごみ焼却施設

#### (1) 概要

本町のごみ焼却施設の概要は、下記に示すとおりです。

表 3-1-3 ごみ焼却施設の概要

名 称	島後清掃センター
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町岬町飯ノ山 1 番 2
竣 工	平成 5 年 3 月
処 理 方 式	機械化バッチ式ストーカー炉
処 理 能 力	25t/日 (12.5t/8h×2 炉)
処 理 対 象 物	可燃ごみ

#### (2) 処理フロー

島後清掃センターの処理フローは、下記に示すとおりです。

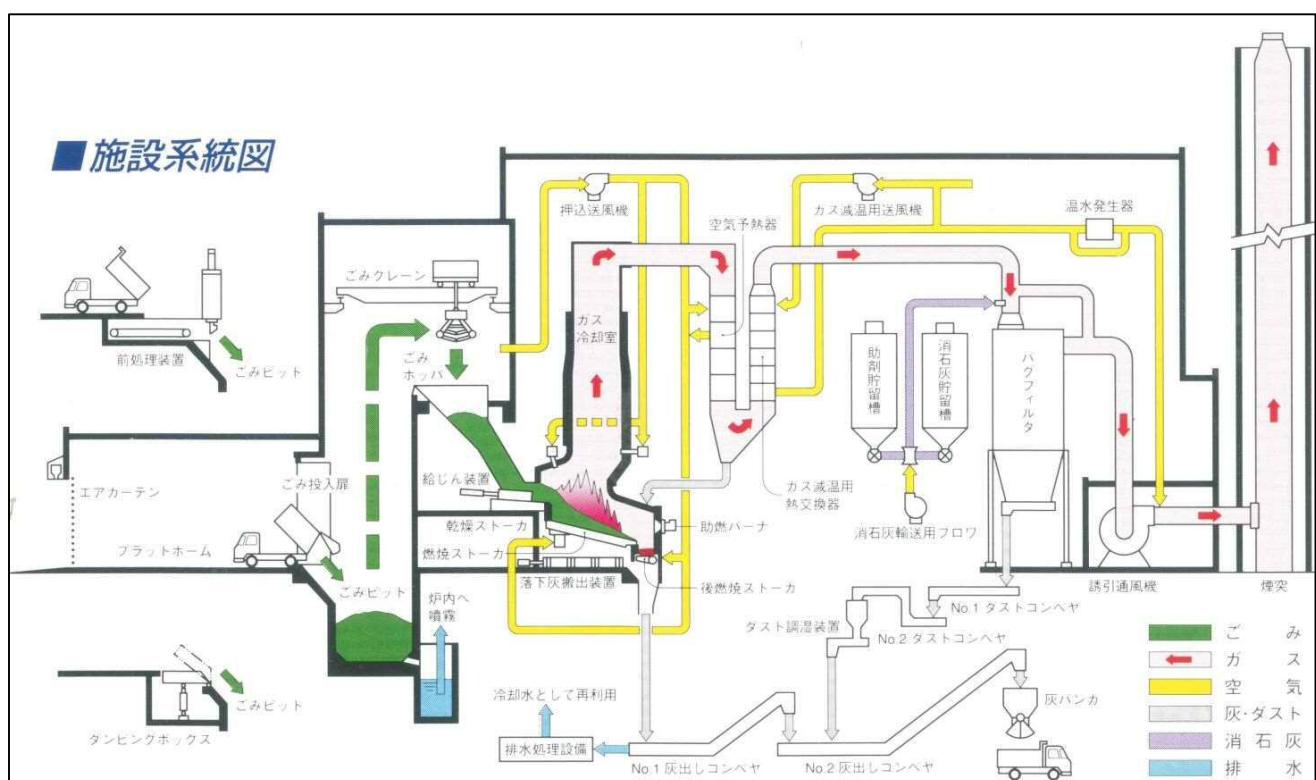


図 3-1-2 島後清掃センターの処理フロー

## 2) 再資源化施設

### (1) 概要

本町の再資源化施設の概要は、下記に示すとおりです。

表 3-1-4 再資源化施設の概要

名 称	島後リサイクルセンター
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用 16 番地
竣 工	平成 13 年 3 月
処 理 方 式	破碎、選別、圧縮
処 理 能 力	2.7t/5h
処 理 対 象 物	不燃ごみ、資源ごみ、粗大ごみ

### (2) 処理フロー

島後リサイクルセンターの処理フローは、下記に示すとおりです。

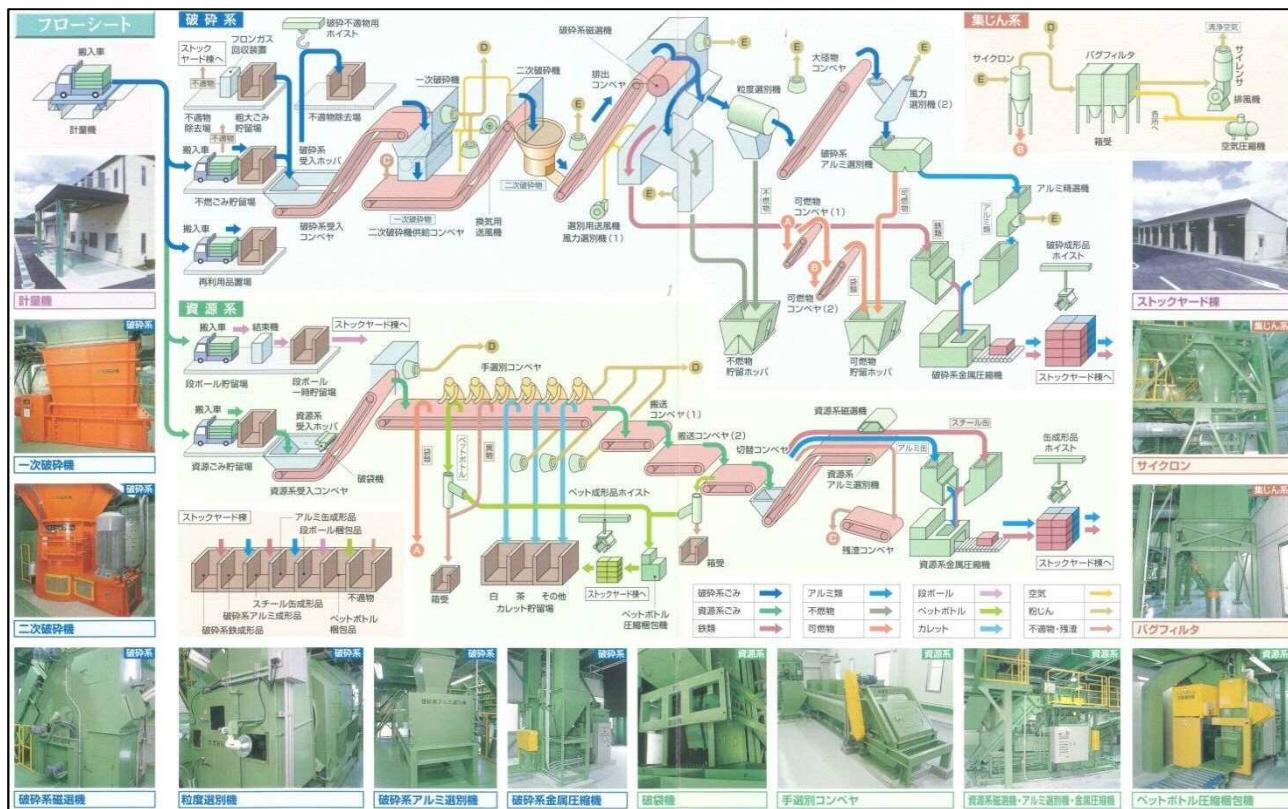


図 3-1-3 島後リサイクルセンターの処理フロー

### 3) 最終処分場の概要

本町の最終処分場の概要は、下記に示すとおりです。

表 3-1-5 最終処分場の概要

名 称	島後一般廃棄物最終処分場
所 在 地	島根県隠岐郡隠岐の島町今津毛用 16 番地
竣 工	平成 14 年 3 月
埋 立 容 量	80,000m <sup>3</sup>
残 余 容 量	約 32,931m <sup>3</sup> (平成 30 年 3 月末時点)
浸出液処理能力	35m <sup>3</sup> /日
埋 立 対 象 物	島後清掃センターから排出される焼却残渣、島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣（処理困難物含む）

#### 4) ごみ排出量の実績

##### (1) 搬入形態別年間ごみ量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の搬入形態別年間ごみ量は、下記に示すとおり、事業系ごみ量は減少傾向を示していますが、家庭系ごみ量は増加傾向を示しています。

表 3-1-6 搬入形態別年間ごみ量の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	人	15,254	15,033	14,840	14,711	14,513
合計	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
家庭系ごみ	t	5,876	5,968	5,994	5,851	5,787
家庭系収集ごみ	t	2,633	2,570	2,487	2,355	2,274
家庭系直接搬入ごみ	t	3,243	3,398	3,507	3,496	3,513
事業系ごみ	t	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
事業系収集ごみ	t	0	0	0	0	0
事業系直接搬入ごみ	t	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
集団回収量	t	0	0	0	0	0

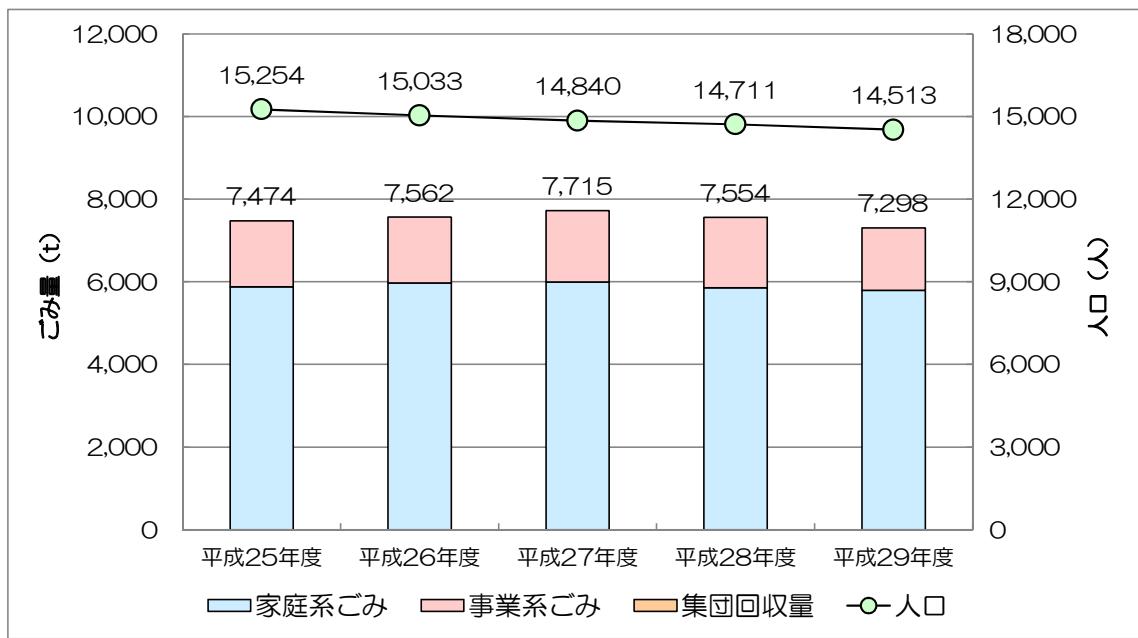


図 3-1-4 搬入形態別年間ごみ量の推移

## (2) 収集ごみ量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の収集ごみ量は、下記に示すとおり、家庭系ごみ量は横ばいで推移しています。

なお、事業系ごみは収集していないため、量として計上されていません。

表 3-1-7 収集ごみ量の推移

		単位:t				
		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,091	2,118	2,099	2,020	1,946
	不燃ごみ	111	103	79	70	64
	資源ごみ	419	336	300	260	257
	粗大ごみ	12	13	9	5	7
	合計	2,633	2,570	2,487	2,355	2,274
事業系ごみ	可燃ごみ	0	0	0	0	0
	不燃ごみ	0	0	0	0	0
	資源ごみ	0	0	0	0	0
	粗大ごみ	0	0	0	0	0
	合計	0	0	0	0	0
家庭系ごみ+事業系ごみ		2,633	2,570	2,487	2,355	2,274

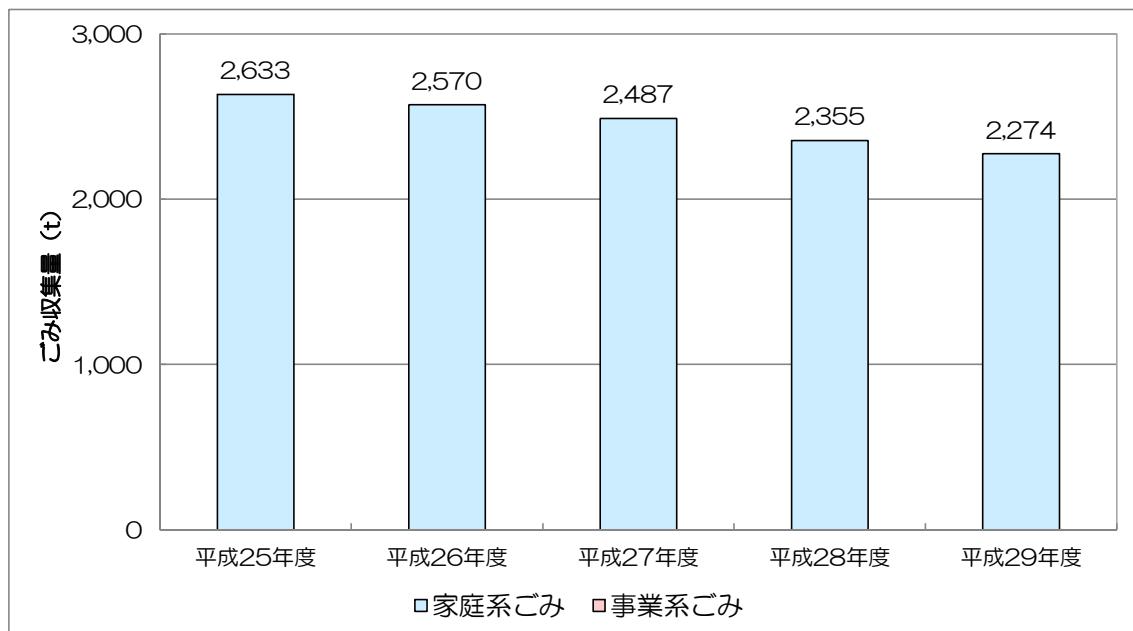


図 3-1-5 収集ごみ量の推移

### (3) 直接搬入ごみ量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の直接搬入ごみは、下記に示すとおり、事業系ごみ量は減少傾向を示していますが、家庭系ごみ量は増加傾向を示しています。

表 3-1-8 直接搬入ごみの推移

区分		平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	単位:t
家庭系ごみ	可燃ごみ	2,727	2,870	2,972	2,697	2,770	
	不燃ごみ	502	508	520	780	726	
	資源ごみ	14	18	15	19	17	
	粗大ごみ	0	2	0	0	0	
	合計	3,243	3,398	3,507	3,496	3,513	
事業系ごみ	可燃ごみ	1,258	1,243	1,298	1,346	1,290	
	不燃ごみ	241	235	281	197	139	
	資源ごみ	0	0	0	0	0	
	その他	99	116	142	160	82	
	粗大ごみ	0	0	0	0	0	
	合計	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511	
家庭系ごみ+事業系ごみ		4,841	4,992	5,228	5,199	5,024	

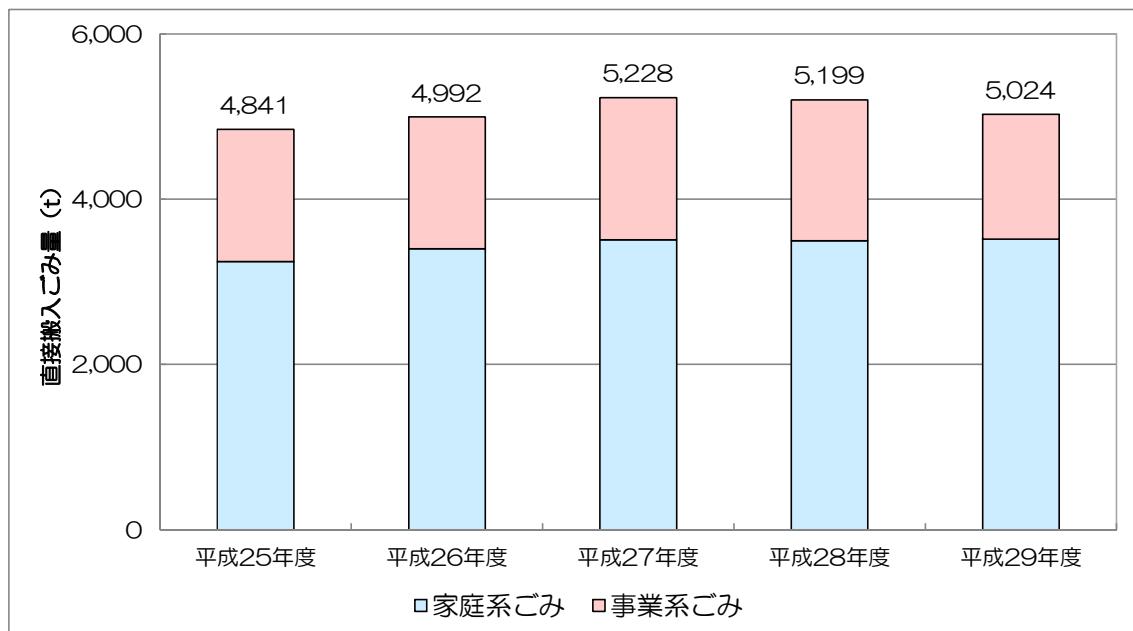


図 3-1-6 直接搬入ごみの推移

#### (4) 家庭系ごみ 1人1日平均排出量

##### ①年度別の推移について

平成25年度から平成29年度における本町の家庭系ごみ1人1日平均排出量（以下、「家庭系ごみ原単位」といいます。）は、下記に示すとおり、増加傾向を示しており、平成26年度以降は、毎年度1,000g/人日を超えていることから、全国的に見ても非常に高い値で推移していると言えます。これは、本町が離島であり、集団回収事業が普及していないこと、減量化及び再資源化に係る意識の薄さなど、複合的な要因が考えられます。

表3-1-9 家庭系ごみ原単位の推移（年度別）

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
人口	人	15,254	15,033	14,840	14,711	14,513
家庭系ごみ	t	5,876	5,968	5,994	5,851	5,787
資源ごみ	t	433	354	315	279	274
家庭系ごみ原単位	g/人日	977.6	1,023.1	1,048.4	1,037.7	1,040.7

※家庭系ごみ原単位＝（家庭系ごみ量－家庭系資源ごみ量）×10<sup>6</sup>÷人口÷365

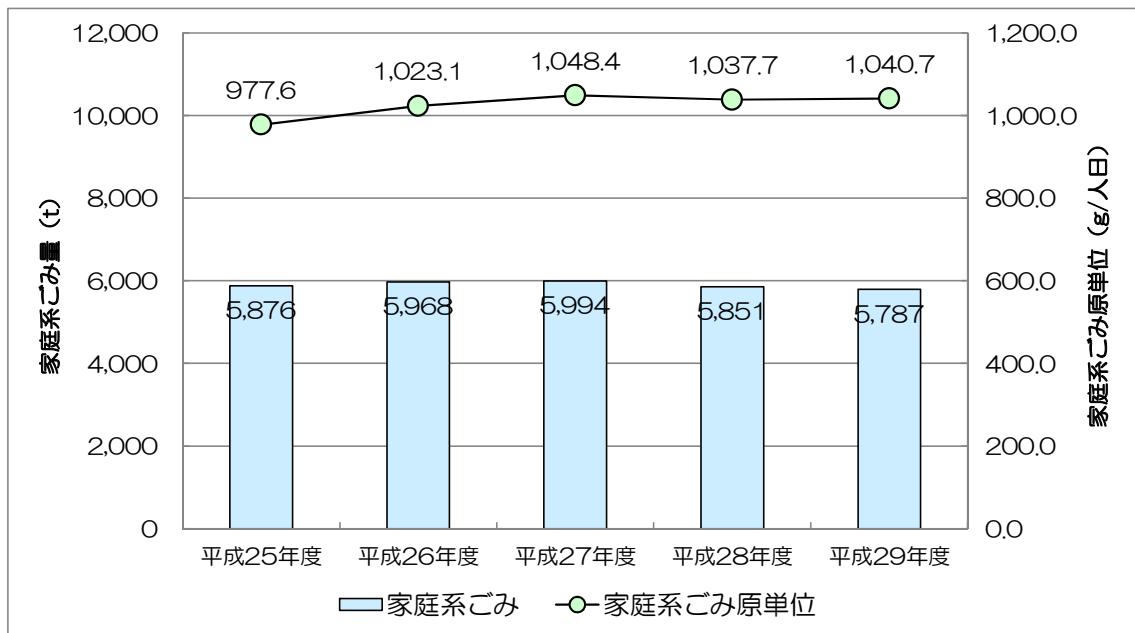


図3-1-7 家庭系ごみ原単位の推移（年度別）

## ②月別の推移について

平成 29 年度における本町の月別の家庭系ごみ原単位は、下記に示すとおり、9 月が 103.4g/人日と最も高く、3 月（98.6g/人日）、5 月（97.3g/人日）、8 月（96.9g/人日）と続いています。

これらの要因として、9 月は住宅火災による家庭系ごみの増加、3 月は異動に伴う家庭系ごみの増加、5 月は大型連休による観光客の増加及び帰省客の集中が挙げられます。また、8 月は、夏季の観光客の集中により、家庭系ごみ原単位が高いと考えられます。

表 3-1-10 家庭系ごみ原単位の推移（月別）

	単位	平成29年度											
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
人口	人	14,550	14,561	14,562	14,551	14,537	14,517	14,513	14,526	14,521	14,504	14,486	14,472
家庭系ごみ	t	432	539	488	531	540	572	457	504	511	336	335	543
資源ごみ	t	25	22	25	25	26	24	20	22	26	15	22	22
家庭系ごみ原単位	g/人日	76.6	97.3	87.1	95.3	96.9	103.4	82.5	90.9	91.5	60.6	59.2	98.6

※人口は、各月1日時点の値とする。

※家庭系ごみは、四捨五入により、平成29年度における家庭系ごみの合計と異なる。

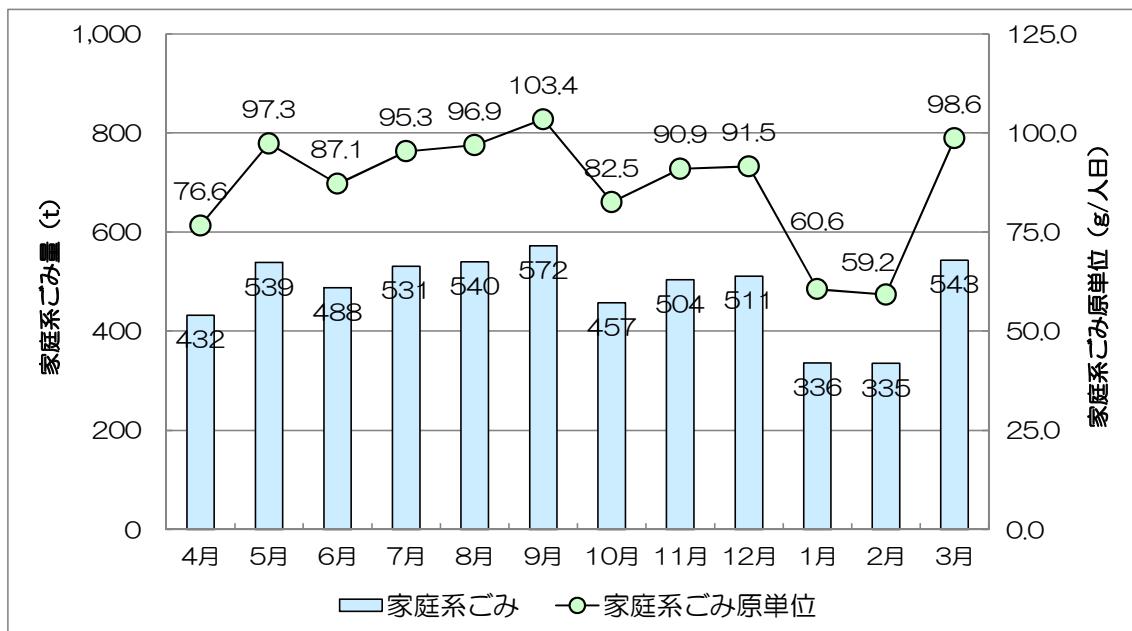


図 3-1-8 家庭系ごみ原単位の推移（月別）

## (5) 事業系ごみ 1 事業所 1 年あたり平均排出量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の事業系ごみ 1 事業所 1 年あたり平均排出量（以下、「事業系ごみ原単位」といいます。）は、下記に示すとおり、平成 25 年度から平成 28 年度においては、増加傾向を示していましたが、平成 29 年度に減少しています。

表 3-1-11 事業系ごみ原単位の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
事業所数	事業所	1,210	1,073	1,073	1,073	1,073
事業系ごみ	t	1,598	1,594	1,721	1,703	1,511
資源ごみ	t	0	0	0	0	0
事業系ごみ原単位	t/事業所	1.3	1.5	1.6	1.6	1.4

事業系ごみ原単位＝（事業系ごみ量－事業系資源ごみ量）÷事業所数

※平成25年度の事業所数は、事業内容不詳の事業所を除いた値

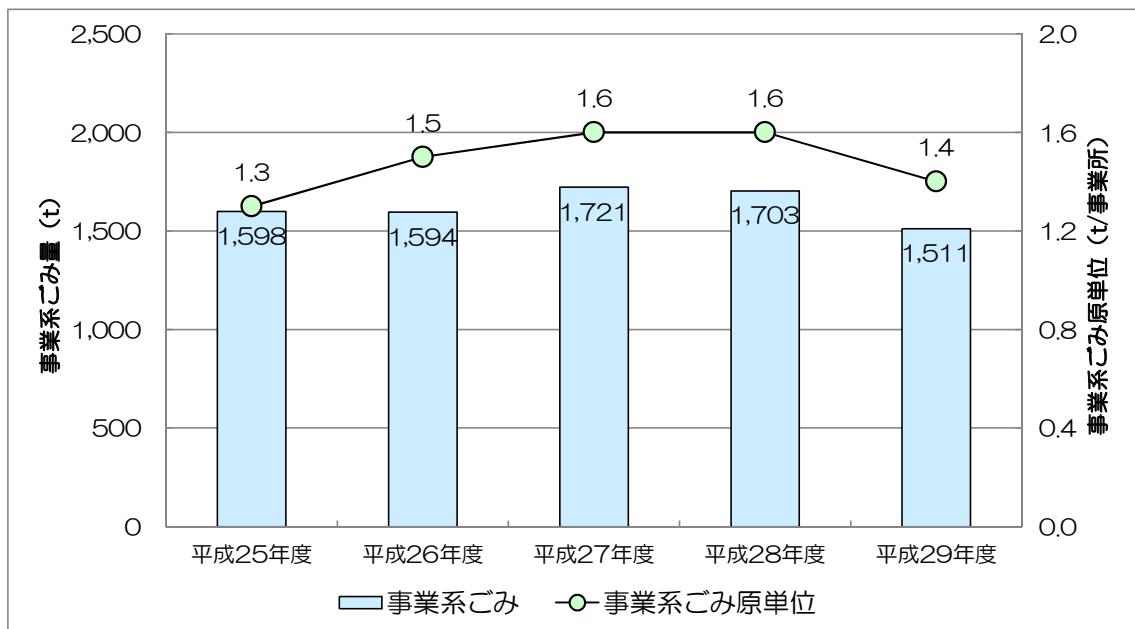


図 3-1-9 事業系ごみ原単位の推移

## 5) ごみ質調査結果

本町では、毎年度4回ずつ、ごみ質の調査を行っており、平成25年度から平成29年度におけるごみ質調査結果（各年度の平均）は、下記に示すとおりです。

島後清掃センターにおける低位発熱量の設計基準は、3,140kJ/kgから7,540kJ/kgであり、直近5年間の平均値（7,550kJ/kg）とほぼ同程度のため、本町では、島後清掃センター建設当初に比べ、高カロリー化が進行していると言えます。これは、近年、インターネット販売の普及により、ダンボール類等が増加していることが要因だと考えられます。

表3-1-12 ごみ質調査結果

測定年度		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平均値
ごみの種類組成			%	49.0	53.6	58.4	48.8	
ごみの種類組成	紙・布類	%	49.0	53.6	58.4	48.8	51.0	53.5
	ビニール・合成樹脂・ゴム・皮革類	%	15.8	18.2	15.4	15.4	16.9	16.5
	木・竹・ワラ類	%	8.5	9.7	11.7	14.5	5.5	9.6
	ちゅう芥類	%	17.1	15.6	11.8	18.4	19.5	15.6
	不燃物類	%	2.5	0.5	1.0	0.6	1.1	0.9
	その他	%	7.1	2.4	1.7	2.3	6.0	3.9
	合 計	%	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
単位容積重量		kg/m <sup>3</sup>	160	143	135	130	133	140
低位発熱量（計算値）		kJ/kg	6,370	7,705	8,758	6,960	6,620	7,550
低位発熱量（実測値）		kJ/kg	6,795	7,755	9,428	8,023	7,535	8,204
三成分	水 分	%	52.6	46.4	42.7	47.4	50.7	47.3
	灰 分	%	6.6	5.3	5.1	9.3	7.5	6.5
	可燃分	%	40.8	48.3	52.3	43.3	41.9	46.2
	合 計*	%	100.0	100.0	100.1	100.0	100.1	

\*四捨五入により、必ずしも100.0にならない場合がある。

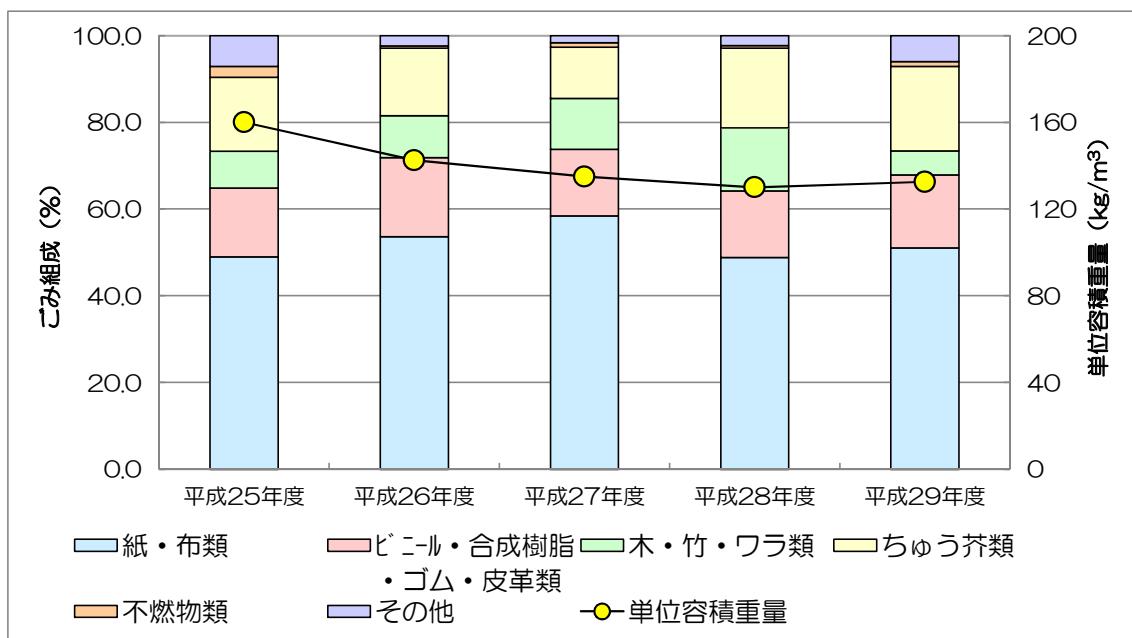


図 3-1-10 ごみ組成及び単位容積重量の推移

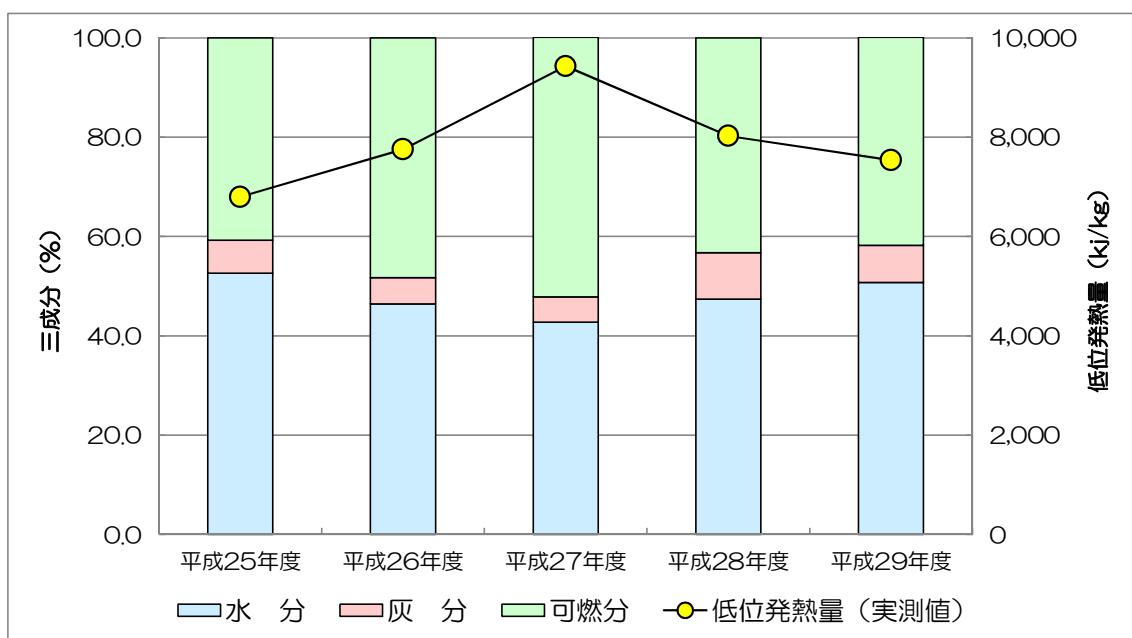


図 3-1-11 三成分及び低位発熱量の推移

## 6) ごみ処理・処分量の実績

### (1) 焼却処理量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の焼却処理量は、下記に示すとおり、横ばいで推移しています。

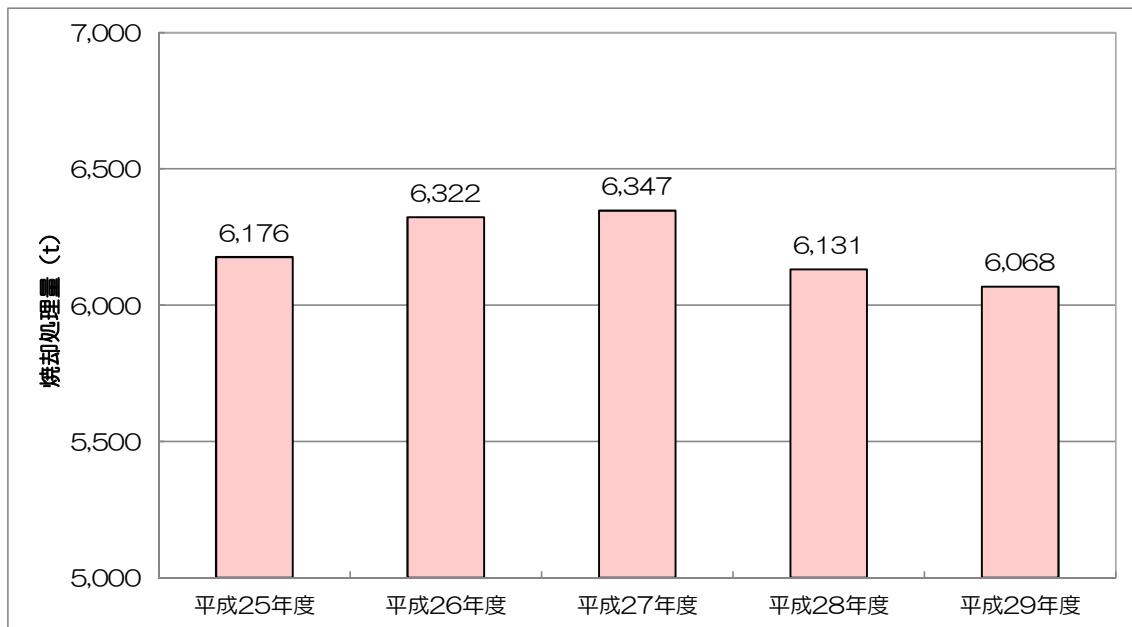


図 3-1-12 焼却処理量の推移

## (2) 再資源化施設処理量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の再資源化施設処理量は、下記に示すとおり、減少傾向を示しています。

表 3-1-13 再資源化施設処理量の推移

	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
再資源化施設処理量	910	1,089	856	1,009	865
残渣焼却	100	91	68	68	62
残渣埋立	100	257	257	439	356
資源化	710	741	531	502	447
缶類	251	345	158	149	141
ビン類	120	107	67	76	63
ペットボトル類	39	35	18	19	17
古紙類	300	254	288	258	226

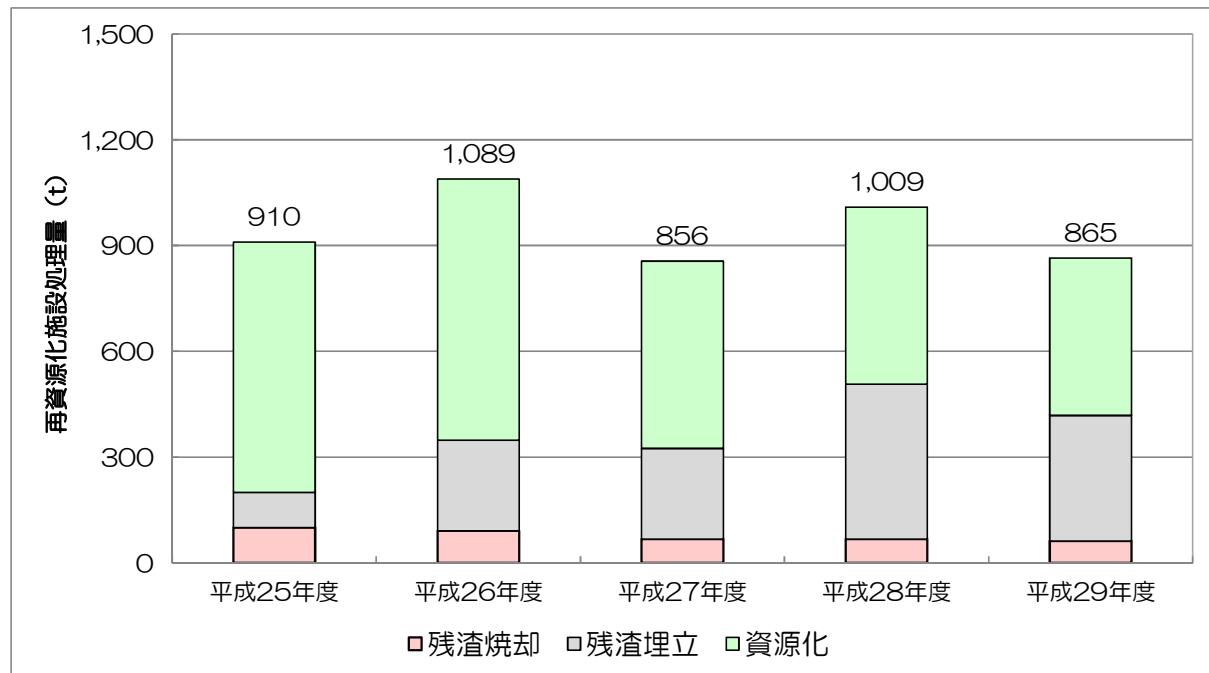


図 3-1-13 再資源化処理施設処理量の推移

### (3) リサイクル率

平成 25 年度から平成 29 年度における本町のリサイクル率は、下記に示すとおり、平成 26 年度以降、減少傾向を示しています。

表 3-1-14 リサイクル率の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
総資源化量	t	710	741	531	502	447
直接資源化量	t	0	0	0	0	0
処理後資源化量	t	710	741	531	502	447
集団回収量	t	0	0	0	0	0
リサイクル率	%	9.5	9.8	6.9	6.6	6.1

※リサイクル率＝総資源化量 ÷ (家庭系ごみ量+事業系ごみ量+集団回収量)

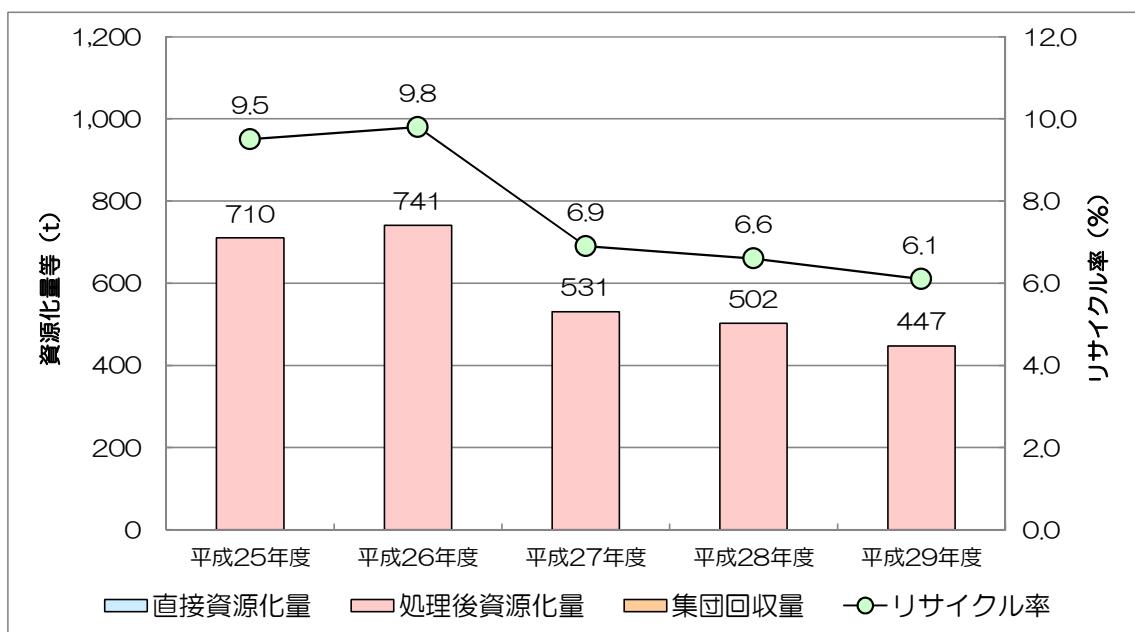


図 3-1-14 リサイクル率の推移

#### (4) 最終処分率

平成25年度から平成29年度における本町の最終処分率は、下記に示すとおり、横ばいで推移しています。

なお、最終処分量のうち、焼却残渣量は減少傾向、資源化処理残渣量は増加傾向を示しています。

表3-1-15 最終処分率の推移

	単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
家庭系ごみ量+事業系ごみ量	t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
最終処分量	t	1,232	1,324	1,223	1,392	1,285
直接最終処分量	t	0	0	0	0	0
焼却残渣量	t	1,132	1,067	966	953	929
資源化処理残渣量	t	100	257	257	439	356
最終処分率	%	16.5	17.5	15.9	18.4	17.6

※最終処分率=最終処分量 ÷ (家庭系ごみ量+事業系ごみ量)

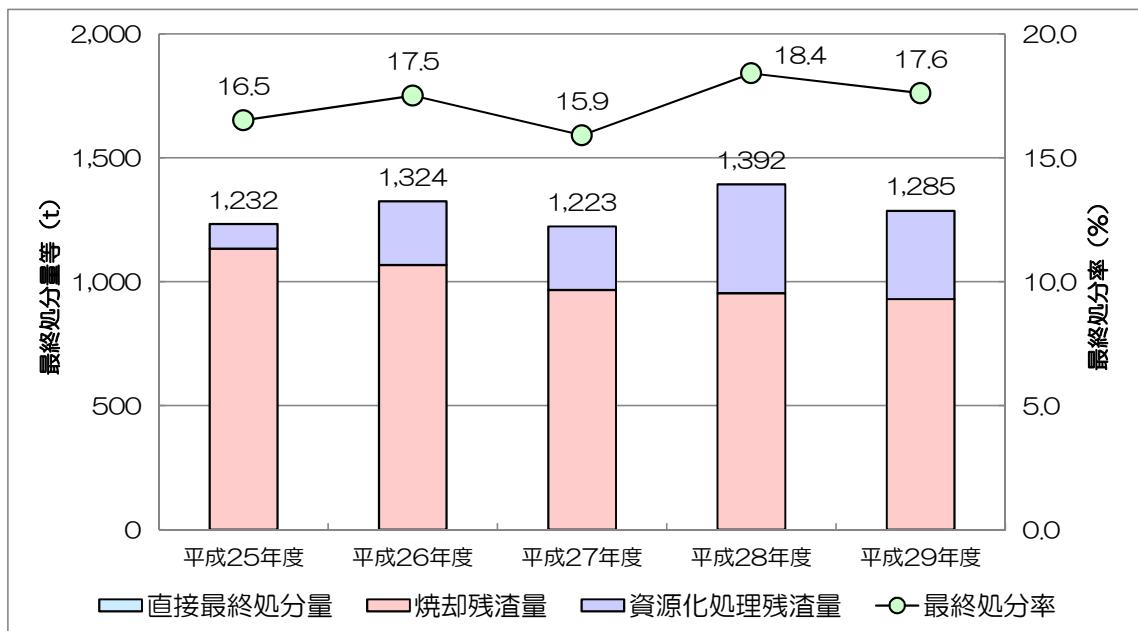


図3-1-15 最終処分率の推移

## (5) 埋立容量

平成 25 年度から平成 29 年度における本町の残余容量（即日覆土量を含む）は、下記に示すとおり、増加傾向を示しています。

また、残余容量は、平成 29 年度時点で  $32,931\text{m}^3$  程度であり、埋立率は、58.8% となっています。

表 3-1-16 埋立容量の推移

		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
最終処分量		t	1,232	1,324	1,223	1,392	1,285
埋立容量	当該年度	$\text{m}^3$	3,005.3	3,048.4	2,829.5	3,116.8	4,143.9
	累計	$\text{m}^3$	33,930.4	36,978.8	39,808.3	42,925.1	47,069.0
単位容積重量		$\text{t}/\text{m}^3$	0.41	0.43	0.43	0.45	0.31
残余容量		$\text{m}^3$	46,069.6	43,021.2	40,191.7	37,074.9	32,931.0
埋立率		%	42.4	46.2	49.8	53.7	58.8

※埋立率＝埋立容量（累計）÷全体埋立容量（ $80,000\text{m}^3$ ）×100

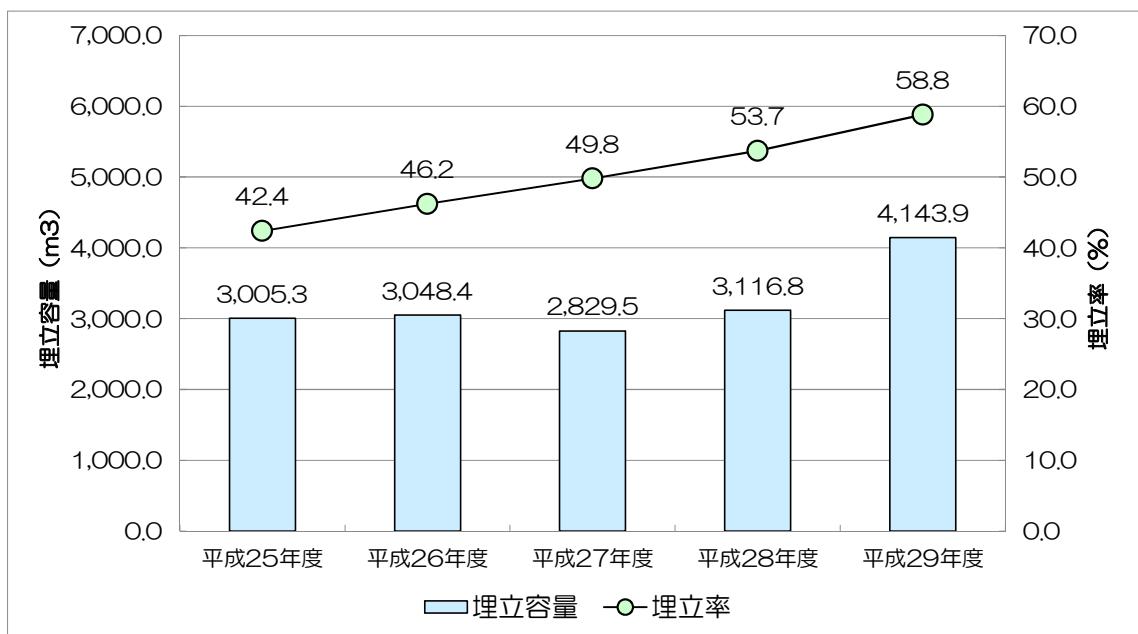


図 3-1-16 埋立容量の推移

## 7) ごみ処理経費の実績

平成25年度から平成29年度における本町のごみ処理経費は、下記に示すとおり、増加傾向を示しています。この要因としては、中間処理施設の老朽化に伴い、毎年度の定期補修工事費等が高くなっていることが考えられます。

表3-1-17 ごみ処理経費の推移

		単位	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度
建設・改良費	収集運搬施設	千円	0	0	0	0	0
	中間処理施設	千円	84,125	96,938	111,183	126,750	173,159
	最終処分場	千円	5,880	5,476	17,983	3,726	3,780
	その他	千円	0	0	0	0	0
	調査費	千円	0	0	486	0	0
	組合分担金	千円	0	0	0	0	0
小計		千円	90,005	102,414	129,652	130,476	176,939
分担金除く		千円	90,005	102,414	129,652	130,476	176,939
人件費	一般職	千円	57,231	59,351	61,414	59,417	62,466
	収集運搬	千円	40,641	38,338	36,418	36,487	38,289
	技能職	千円	32,947	31,827	32,873	32,280	30,952
	中間処理	千円	0	0	0	0	0
	最終処分	千円	0	0	0	0	0
	調査研究費	千円	0	0	0	0	0
処理及び維持管理費	収集運搬費	千円	10,355	10,496	7,226	6,285	5,479
	中間処理費	千円	44,217	45,198	45,820	42,372	39,083
	最終処分費	千円	597	494	765	550	259
	車両等購入費	千円	0	12,441	0	6,163	6,216
	委託費	千円	14,742	15,163	15,163	15,771	15,512
	収集運搬費	千円	43,439	44,113	47,477	41,222	51,648
委託費	中間処理費	千円	3,764	3,901	3,806	3,773	3,752
	最終処分費	千円	0	0	0	0	0
	その他	千円	0	0	0	0	0
	組合分担金	千円	0	0	0	0	0
	調査研究費	千円	0	0	0	0	0
	小計	千円	247,933	261,322	250,962	244,320	253,656
分担金除く		千円	247,933	261,322	250,962	244,320	253,656
その他		千円	8,966	7,865	7,383	18,913	14,795
合計		千円	346,904	371,601	387,997	393,709	445,390
分担金除く		千円	346,904	371,601	387,997	393,709	445,390
ごみ量		t	7,474	7,562	7,715	7,554	7,298
1tあたり処理経費		円/t	46,415	49,141	50,291	52,118	61,029
人口		人	15,254	15,033	14,840	14,711	14,513
1人あたり処理経費		円/人	22,742	24,719	26,145	26,763	30,689

※ごみ量は、「家庭系ごみ」、「事業系ごみ」、「集団回収量」の合計とします。

## 第2節 ごみ処理における課題

### 1. 家庭系ごみ原単位

平成 28 年度における県内の市町村の家庭系ごみ原単位は、下記に示すとおりであり、本町（1,037.7g/人日）は、県平均（542.1g/人日）及び全国平均（507.3g/人日）より高く推移しているため、今後、家庭系ごみ量の削減を図る必要があります。

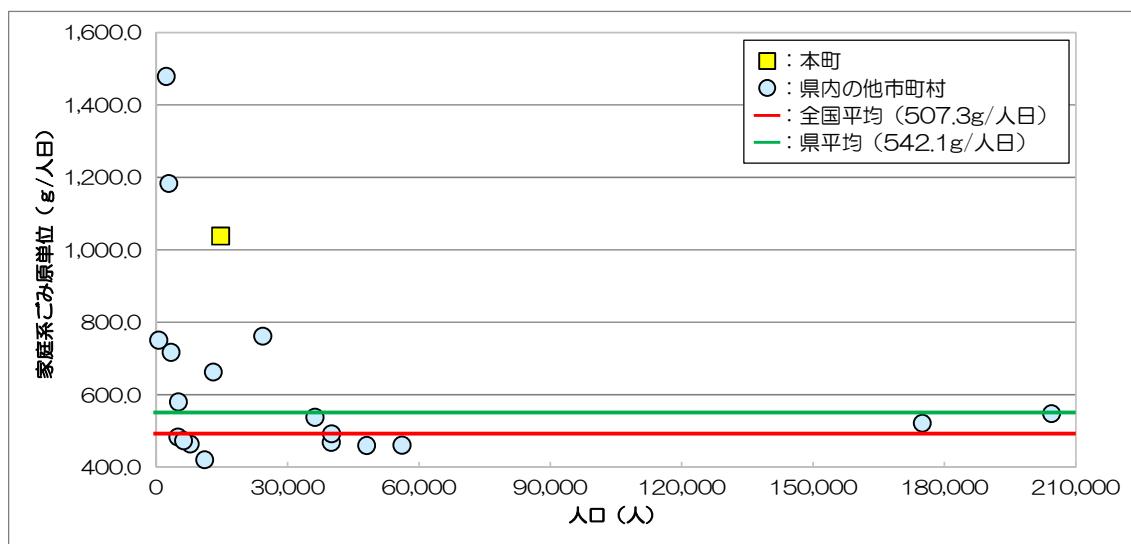


図 3-2-1 家庭系ごみ原単位における県内の市町村、県平均及び全国平均の比較

### 2. 事業系ごみ原単位

平成 28 年度における県内の市町村の事業系ごみ原単位は、下記に示すとおりであり、本町（1.6t/事業所）は全国平均（2.2t/事業所）及び、県平均（1.7t/事業所）より低く推移していますが、県内において 19 市町村中 5 番目に高いため、今後、事業系ごみ量の削減を図る必要があります。

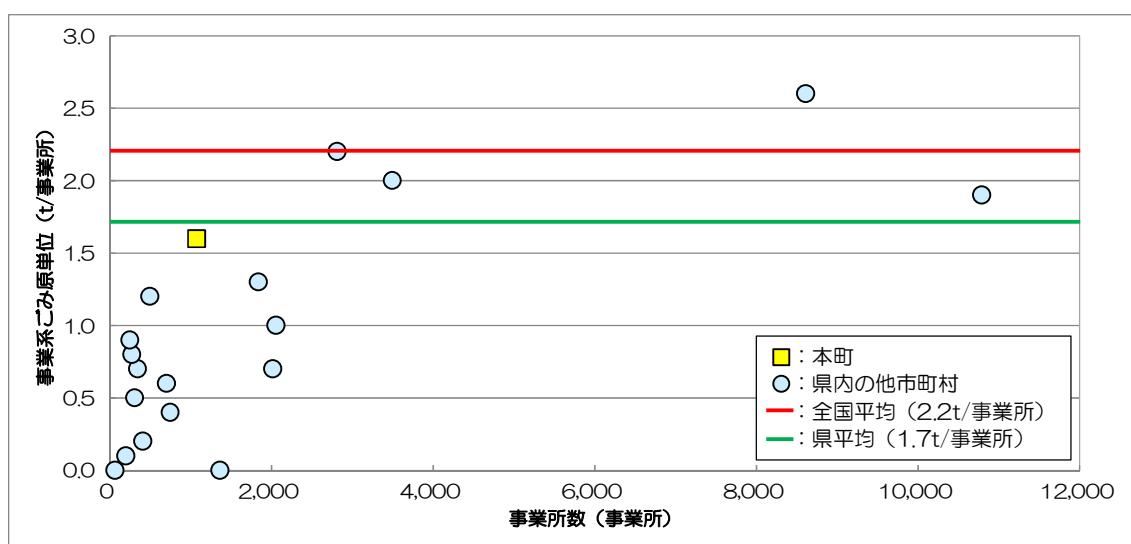


図 3-2-2 事業系ごみ原単位における県内の市町村、県平均及び全国平均の比較

### 3. リサイクル率

平成 28 年度における県内の市町村のリサイクル率は、下記に示すとおりであり、本町（6.6%）は、県平均（22.6%）及び全国平均（20.4%）より低く推移しているため、今後、リサイクル率の向上を図る必要があります。

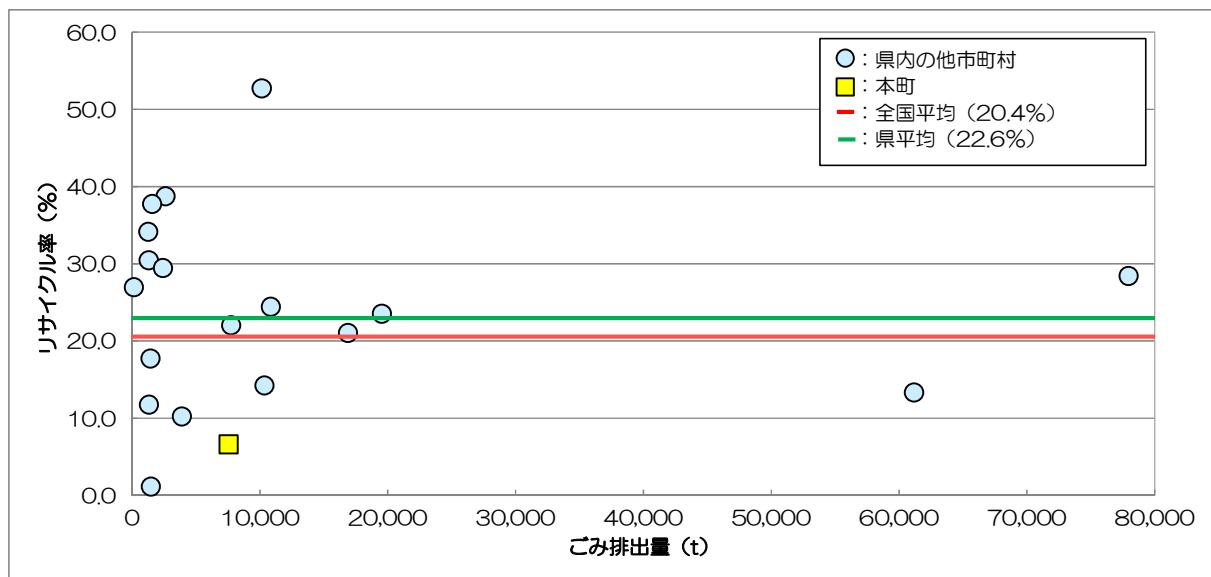


図 3-2-3 リサイクル率における県内の市町村、県平均及び全国平均の比較

### 4. 最終処分率

平成 29 年度における本町の最終処分率は、約 17.6% であり、直近 5 年間では増減を繰り返しています。

また、近年の最終処分量から、島後一般廃棄物最終処分場の残余容量について考えると、平成 29 年度時点での残余容量は約 32,931m<sup>3</sup> であり、平成 25 年度から平成 29 年度の平均埋立量から算定すると、残余年数は、10 年程度だと言えます。

最終処分場は有限のものであることから、本町としては、今後、可能な限り、最終処分量の削減を図る必要があります。

なお、本町では、島後一般廃棄物最終処分場残余容量及び残余年数に鑑み、今後、次期最終処分場の整備について、検討を進める必要があります。

## 5. ごみ処理経費

平成28年度における本町の町民1人あたりの処理経費は、26,763円/人であり、国民1人あたりのごみ処理経費(13,598円/人)、県民1人あたりのごみ処理経費(14,511円/人)と比較すると、高く推移しています。

今後は、厳しい財政状況が続くことが予想されるため、これまで以上に処理経費の削減に向け、より効率的かつ経済的な事業運営が必要となります。

※下記の図において、西ノ島町は、平成28年度から新たな焼却施設の建設を行っており、他市町村と状況が異なるため除いています。

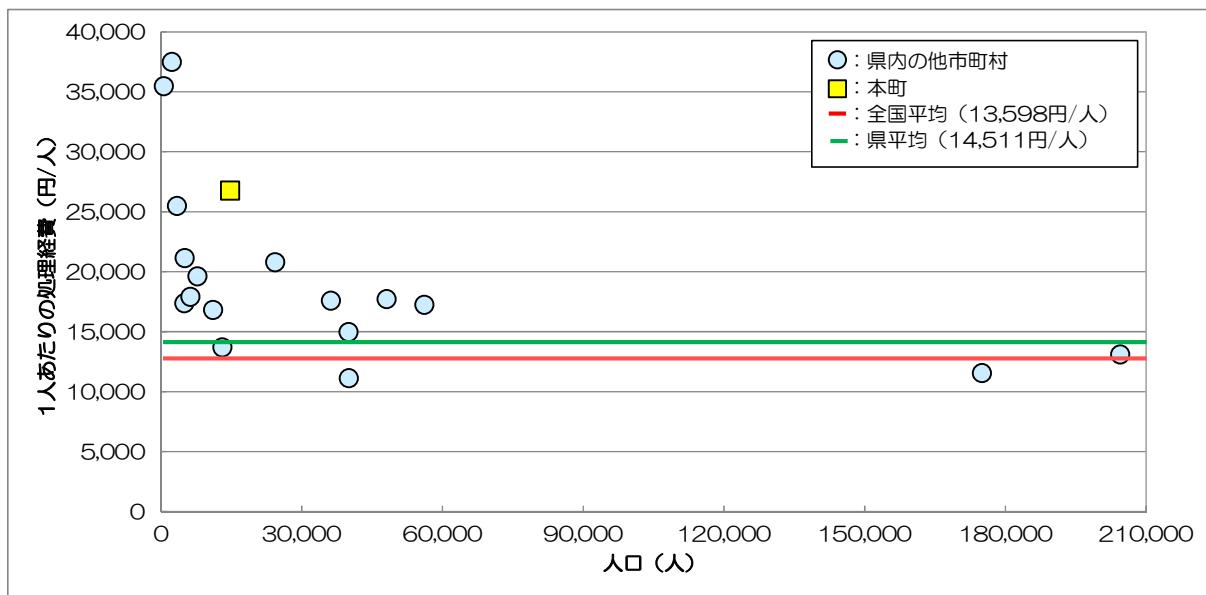


図 3-2-4 処理経費における県内の市町村、県平均及び全国平均の比較

## 6. 島後清掃センターの経年的劣化

島後清掃センターは、平成5年3月に竣工した施設であり、現在に至るまでの間、本町で発生するごみ等を滞ることなく処理してきましたが、竣工から約25年が経過し、経年的な老朽化が進行しています。

こうした状況に鑑み、本町は、昨年度に今後のごみ処理施設整備等の方向性を検討することを目的とし、「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定し、その中で、本町における今後のごみ処理施設整備等の方向性は、基幹的設備改良工事を実施して島後清掃センターを延命化することに決定しました。

そのため、今後、本町では、島後清掃センター基幹的設備改良事業を進めていく必要があります。

## 7. その他の課題

### 1) 適正処理困難物

本町は、島後清掃センターに搬入できない適正処理困難物を明確にし、町民への周知を徹底することにより、島後清掃センターへの搬入ごみに混入させないことが必要です。

### 2) 不法投棄

本町では、「収集日に出すのが面倒くさい」、「処分するのにお金がかかる」、「魚のアラや残飯は、臭くなるので今すぐ処分したい」、「処理の方法がわからない」等の理由により、不法投棄される事例が確認されています。そのため、本町としては、今後もこれまで行ってきた施策を継続的に実施し、これまで以上に町民に周知徹底を図っていく必要があります。

### 3) 在宅医療廃棄物

在宅医療廃棄物は、廃掃法上、一般廃棄物に位置づけられているため、原則、市町村に処理責任があります。ただし、注射針等の鋭利なものについては、収集、選別作業時等に怪我等の危険を伴い、感染症の恐れもあることから、本町では、処理困難物として位置付けています。

他市町村では、在宅医療廃棄物を処理困難物に指定している場合でも、収集ごみ等としてごみ処理施設へ搬入される場合もあるため、そういったことがないよう、本町として町民に対し、分別等の周知徹底を図る必要があります。

### 4) 海岸漂着ごみ

本町では、大半の海岸漂着ごみを最終処分場に埋立処分しており、海岸漂着ごみが最終処分場の残余容量のひっ迫の要因の一つとなっています。今後もこれまで同様に海岸漂着ごみを埋立処分することは、最終処分場の短命化につながり、施設建設費等による将来的な町の財政にも影響を及ぼすこととなります。そのため、今後、本町では、海岸漂着ごみの島外搬出やストックヤードの整備等の対策を検討します。

### 5) 災害廃棄物

東日本大震災では、これまでの災害をはるかに上回る大量の災害廃棄物が発生し、その後も全国各地で地震、大雨被害による多量・多種にわたる災害廃棄物が発生しています。

こうした近年の傾向を踏まえ、本町では、災害発生時の対応等に係る検討を進める必要があります。

### 6) 少子高齢社会等に対応したごみの収集体制

本町では、高齢化による要介護者及び独居高齢者の増加に伴い、ごみ出しや複雑化するごみの分別が困難な方への対応が課題となっています。

今後、本町では、関係機関、収集運搬業者、ボランティア団体等との連携を図り、高齢社会に対応するごみ処理施策を検討します。

## 第4章 ごみ処理基本計画

### 第1節 ごみ処理の目標

#### 1. 基本理念

廃棄物行政における基本政策は、循環型社会の実現であり、リデュース（発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクル（再生利用）の「3R」を基調にごみの減量化・再資源化・適正処理をより計画的に推進し、天然資源の消費抑制、環境負荷の低減を図っていくことが強く求められています。

本町としてもこれらを念頭におき、循環型社会を構築するために、下記の3つの基本方針を定めます。

#### ＜基本方針1＞ ごみの発生排出抑制及び分別排出の推進

町民一人ひとりが、ごみを減らすことを心掛け、行動を起こすことがごみの発生を抑制することにつながるため、本町は、あらゆる機会と場所を利用し、町民・事業者に対して、ごみの発生抑制に対する意識の啓発を行うとともに主体的な協力を働きかけていきます。

また、発生したごみについては、可能な限り家庭・事業所内で減量化や再利用を図るとともに、リサイクル可能なものを分別し、店頭回収、拠点回収、法定リサイクル、資源ごみ収集等による分別排出を推進します。

さらに、ごみの発生排出抑制及び資源分別排出を推進するために、町民、事業者及び行政の役割と責任の所在を明確にし、それぞれが連携・協力して取り組みます。

#### ＜基本方針2＞ 適正なごみ処理体制の推進

町民・事業者のごみ減量化に向けた意識向上と少子高齢化の進展により、今後、ごみ量が減少していくことが見込まれるため、効果的かつ適正な処理を推進するとともに、島後清掃センター及び最終処分場の施設整備計画について検討を進めます。

また、災害発生時においても、迅速かつ的確に対応が図れるよう、近隣の市町村や民間事業所等と連携し、災害廃棄物の対策を強化し実効性のある体制を整備します。

#### ＜基本方針3＞ 人と環境にやさしいまちづくりの推進

超高齢社会やバリアフリー社会が到来する中で、高齢者や障がい者等、ごみ出しが困難な町民に対して、きめ細かいサポートを行うなど、誰もが暮らしやすい島を目指した体制づくりに取り組みます。

また、世界ジオパークに認定された自然豊かな環境の保全や地域の良好な生活環境を保持するため、清掃活動等の取り組みを支援、推進するとともに、深刻な問題となっている海岸漂着ごみの処理や不法投棄・ポイ捨て等の違反行為の対策を強化します。

## 第2節 将来人口の推計

### 1. 将来人口の推計に係る概要

本計画で採用する本町の将来人口の概要は、下記に示すとおりです。

#### 【概要】

「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来推計人口を採用します。

#### 【中間目標年度及び目標年度の将来人口】

<現状>	<中間目標年度>	<目標年度>
14,513人	⇒ 13,006人	⇒ 12,513人

## 2. 将来人口の推計

### 1) 推計方法

本計画で採用を検討する本町の将来人口の推計方法は、下記に示すとおりです。

<パターン①>実績をもとに近似曲線から推計する

<パターン②>国立社会保障・人口問題研究所の将来推計人口を採用する

<パターン③>「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来推計人口を採用する

### 2) 推計結果及び採用を予定する推計方法

将来人口の推計について、本計画で採用を検討するパターン①からパターン③の推計結果は、下記に示すとおりです。

なお、本計画では、本計画の上位計画である「隠岐の島町まち・ひと・しごと創生総合戦略」の将来推計人口（パターン③）を採用します。

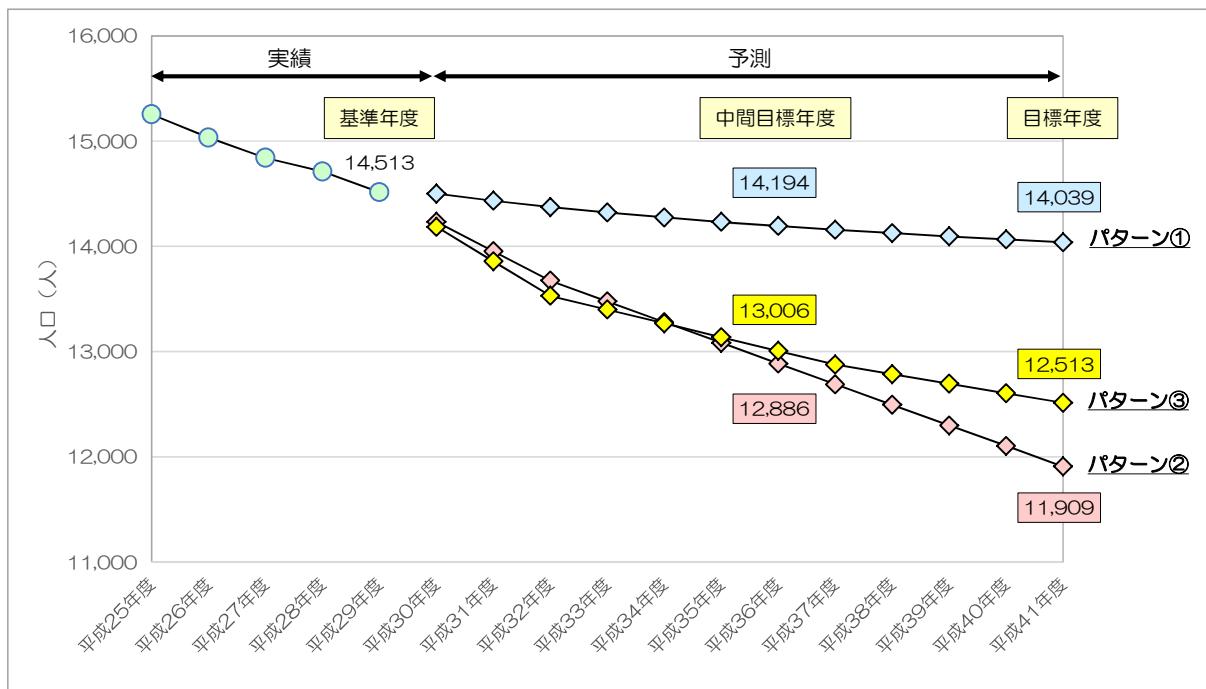


図 4-2-1 各推計方法で推計した将来人口

### 第3節 ごみ排出量の推計

#### 1. ごみ減量化目標

##### 1) ごみ減量化目標の設定

本計画で採用するごみ減量化目標の概要は、下記に示すとおりです。

なお、ごみ減量化目標は、「家庭系ごみ原単位」及び「事業系ごみ排出量」について設定します。

##### (1) 家庭系ごみ原単位

##### 【概要】

平成 29 年度（現状）から平成 41 年度（目標年度）にかけて、家庭系ごみ原単位（資源ごみを含まない）を 2.0% 削減します。

##### 【採用理由】

直近 5 年間の実績及び本町として設定した目標を確実に達成するという考え方を踏まえ、上記のごみ減量化目標を採用します。

##### 【中間目標年度及び目標年度の家庭系ごみ原単位】

<現状>	⇒	<中間目標年度>	⇒	<目標年度>
1,040.7g/人日		1028.8g/人日		1,019.9g/人日

##### (2) 事業系ごみ排出量

##### 【概要】

平成 29 年度（現状）から平成 41 年度（目標年度）にかけて、事業系ごみ排出量を 2.0% 削減します。

##### 【採用理由】

直近 5 年間の実績及び本町として設定した目標を確実に達成するという考え方及び家庭系ごみ原単位との関連性を踏まえ、上記のごみ減量化目標を採用します。

##### 【中間目標年度及び目標年度の事業系ごみ排出量】

<現状>	⇒	<中間目標年度>	⇒	<目標年度>
1,511t/年		1,494t/年		1,481t/年

## 2) 処理内訳

ごみ減量化目標をもとに算定した処理内訳は、下記に示すとおりです。

表 4-3-1 処理内訳

		区分	単位	基準年度	中間目標年度	目標年度				
				H29	H36	H41				
				実績値	予測値					
人口		事業所	人	14,513	13,003	12,513				
事業所数			事業所	1,073	1,073	1,073				
排出量	家庭系ごみ排出量+事業系ごみ排出量			t	7,298	6,619	6,371			
	家庭系	家庭系ごみ排出量		t	5,787	5,125	4,890			
		家庭系収集ごみ量		t	2,274	2,014	1,922			
		可燃	(1) 可燃ごみ	t	1,946	1,723	1,645			
		不燃	(2) 不燃ごみ	t	64	57	54			
		資源	(3) 資源ごみ	t	257	228	217			
		粗大	(4) 粗大ごみ	t	7	6	6			
		家庭系直接搬入ごみ量		t	3,513	3,111	2,968			
	事業系	可燃	(1) 可燃ごみ	t	2,770	2,453	2,340			
		不燃	(2) 不燃ごみ	t	726	643	614			
		資源	(3) 資源ごみ	t	17	15	14			
		粗大	(4) 粗大ごみ	t	0	0	0			
		集団回収量		t	0	30	30			
		事業系ごみ排出量		t	1,511	1,494	1,481			
		事業系ごみ許可業者搬入量		t						
処理・処分量	事業系	可燃	(1) 可燃ごみ	t						
		不燃	(2) 不燃ごみ	t						
		資源	(3) 資源ごみ	t						
		粗大	(4) 粗大ごみ	t						
		事業系ごみ直接搬入量		t	1,511	1,494	1,481			
	焼却	可燃	(1) 可燃ごみ	t	1,290	1,276	1,265			
		不燃	(2) 不燃ごみ	t	139	137	136			
		資源	(3) 資源ごみ	t						
		粗大	(4) 粗大ごみ	t						
		その他	(5) その他ごみ	t	82	81	80			
	焼却処理量			t	6,068	5,503	5,297			
	資源化量			t	447	435	420			
	集団回収量			t	0	30	30			
	直接資源化量			t	0	0	0			
	処理後資源化量			t	447	405	390			
	最終処分量			t	1,285	1,166	1,122			
	直接最終処分量			t	0	0	0			
	処理後最終処分量			t	1,285	1,166	1,122			
	減量化量			t	5,566	5,048	4,859			
リサイクル率				%	6.1	6.5	6.6			
最終処分率				%	17.6	17.6	17.6			

## 2. ごみ排出量等の推計結果

### 1) 家庭系ごみ原単位

#### (1) 推計方法

本計画で採用を検討する家庭系ごみ原単位の推計方法は、下記に示すとおりです。

- <パターン①>毎年度、原単位が1%ずつ減少すると仮定して推計する
- <パターン②>平成29年度から平成41年度で原単位が1%減少すると仮定して推計する
- <パターン③>平成29年度から平成41年度で原単位が2%減少すると仮定して推計する
- <パターン④>平成29年度から平成41年度で原単位が5%減少すると仮定して推計する
- <パターン⑤>直近3年間の原単位の実績から減少値の平均を算定し、  
その減少値分(年間 約3.9g/人日)だけ今後も減少すると仮定して推計する

#### (2) 推計結果及び採用を予定する推計方法

家庭系ごみ原単位について、本計画で採用を検討するパターン①からパターン⑤の推計結果は、下記に示すとおりです。

本計画では、近年の実績(3年間で約0.7%減少)及び本町として設定した目標を確実に達成するという考え方を踏まえ、パターン③「平成29年度から平成41年度で原単位が2%減少すると仮定して推計する」を採用します。

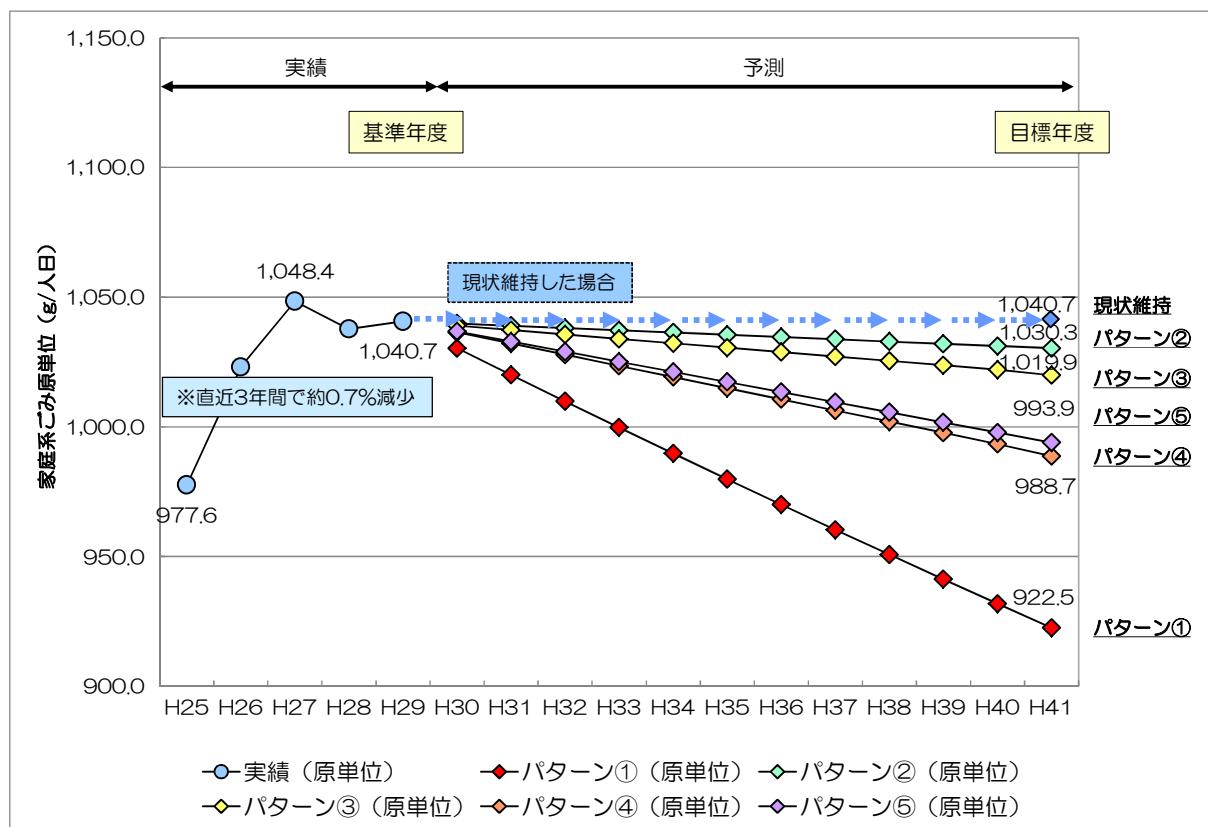


図 4-3-1 各推計方法で推計したごみ減量化施策を講じる場合における家庭系ごみ原単位

## 2) 事業系ごみ排出量

### (1) 推計方法

本計画で採用を検討する事業系ごみ排出量の推計方法は、下記に示すとおりです。

- <パターン①>毎年度、排出量が1%ずつ減少すると仮定して推計する
- <パターン②>平成29年度から平成41年度で排出量が1%減少すると仮定して推計する
- <パターン③>平成29年度から平成41年度で排出量が2%減少すると仮定して推計する
- <パターン④>平成29年度から平成41年度で排出量が5%減少すると仮定して推計する
- <パターン⑤>直近3年間の排出量の実績から減少値の平均を算定し、  
その減少値（年間70t/事業所）分だけ今後も減少すると仮定して推計する

### (2) 推計結果及び採用を予定する推計方法

事業系ごみ排出量について、本計画で採用を検討するパターン①からパターン⑤の推計結果は、下記に示すとおりです。

本計画では、近年の実績、本町として設定した目標を確実に達成するという考え方及び家庭系ごみとの関連性を踏まえ、パターン③「平成29年度から平成41年度で原単位が2%減少すると仮定して推計する」を採用します。

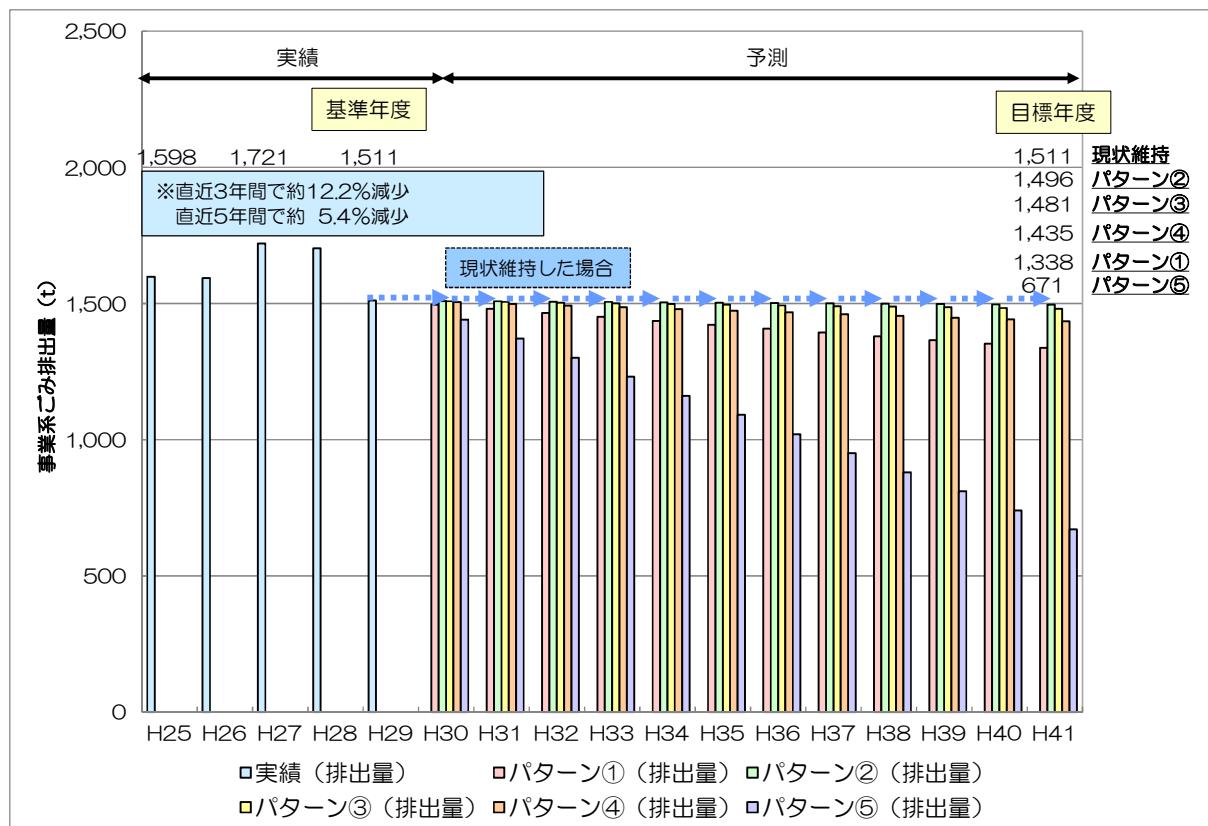


図4-3-2 各推計方法で推計したごみ減量化施策を講じる場合における事業系ごみ

## 第4節 ごみ減量化施策

### 1. 施策の内容

#### 1) 発生抑制、再使用の推進

##### No.1 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備 行政

廃棄物の減量等を促進するためには、「町民」「行政」「事業者」が一体となり関わっていくことが重要であるため、町民や事業者が加わり、一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する「廃棄物減量等推進審議会」の活性化を図り各種施策を推進していきます。また、各団体や関係機関と幅広く連携を図り、減量化を推進していきます。

##### No.2 ごみ処理手数料負担の検討 行政

本町では、ごみ排出量（生活系ごみ排出量+事業系ごみ排出量）のうち、直接搬入ごみ量が全体の約 69%を占めています。これは町民が定期収集を利用するのではなく、本施設に直接搬入した方が割安だと感じていることが要因の一つであると考えられ、好きなときに好きなだけごみを持ち込むため、減量意識・リサイクル意識が働きにくくなっています。

本町として、ごみの減量化を推進していくためには、排出者個々の意識を変えることが必要であり、ごみの排出量に応じた適切な処理コストの負担を求めるることは有効な施策だと考えます。

このことから、今後、現行制度を検証し、ごみの減量化に向けた有料ごみ専用袋制度や料金改定等を検討していきます。

##### No.3 広報・啓発活動の推進 行政

町民、事業者のごみ問題に対する認知度や意識を高め、ごみの排出抑制・再資源化ならびに排出マナーの向上のために、広報・啓発活動を推進していきます。また、広報誌や説明会等を通じて、新たな収集制度や料金体系についての周知を細かく行っています。

##### No.4 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制 行政 町民 事業者

行政と消費者（町民、事業者）が一体となって、再生品の積極的な使用、使い捨て品（ワンウェイ容器等）の使用抑制に取り組みます。

##### No.5 行政等における排出抑制 行政

役場など公共施設から排出されるごみの抑制を図るため、紙類等の減量化・資源化に努め、積極的にグリーン購入を推進し、再生資源等の使用に努めます。

### No.6 生ごみの減量化 行政 町民

生ごみの減量化を推進するため、排出する際の水切りや、計画的な食品の購入を促すことで、賞味期限内に使い切るように働きかけるとともに料理の分量を工夫し、残さず食事するよう、食品ロスの低減を図っていきます。また、生ごみの堆肥化による自家処理も有効な施策であるため、今後、検討していきます。

### No.7 事業者に対する減量化指導の徹底 行政 事業者

事業系ごみは排出される事業所が責任を持って適正処理することになっているため、事業活動から排出されたごみの適正処理や減量化の意識啓発を図り、排出抑制対策を要請していきます。

### No.8 マイバック運動（レジ袋の削減） 行政 町民 事業者

レジ袋の削減のため、町民・事業所と協働して、マイバック運動（買い物袋の持参運動）等を推進していきます。

## 2) 環境教育

### No.9 環境教育の推進 行政

ごみ問題やごみ処理体系に関する関心を高め、ごみ問題の解決のためには町民一人ひとりが主体的に関わる必要があるという意識をもち、また、それを実行に移してもらうため、学校等での副読本を活用した環境教育やごみ処理施設の見学会等などを積極的に開催していきます。

## 3) 分別・リサイクル品目の拡大

### No.10 資源ごみ分別体制の推進 行政

ごみの再資源化を推進するため、排出者（町民、事業者）に対して、資源ごみの分別徹底の啓発等により、分別促進を図っていきます。また、効率的かつ排出者にとって出しやすい分別収集の仕組みを検討していきます。

### No.11 容器等店頭回収の促進 行政 事業者

スーパー、商店等において、発泡トレイや飲料用容器等の店頭回収を促進させるとともに、町民に対しても店頭回収に協力するよう求めていきます。

#### 4) 施設維持への対応

##### No.12 最終処分場の安定的な確保 行政

最終処分場は、整備する際に地域住民の合意が得られにくく、新規建設は極めて難しい状況にあります。また、既存の最終処分場を長期的に使用することにより、財政負担の軽減を図ることにつながることから、今後も継続して、ごみの発生抑制や資源化等に取り組んでいき、最終処分量の削減を図っていきます。また、本町では大半の海岸漂着ごみを最終処分場で処分しており、これも最終処分場の残余容量をひっ迫する要因の一つになっており、今後、島外搬出・処理することも検討していきます。

#### 5) 災害対応の推進

##### No.13 災害廃棄物処理計画の策定 行政

近年、全国各地で地震・大雨等の被害によって、多量、多種にわたる災害廃棄物が発生しています。災害が発生した場合においては、迅速かつ的確に発生した廃棄物を処理することが必要であるため、今後、災害発生時の対応について、総合的な計画である災害廃棄物処理計画策定の検討を進めるとともに、近隣の市町村や民間事業所等と広域的な連携強化を図っていきます。

## 2. 事業スケジュール

ごみ減量化施策の事業スケジュールは、下記に示すとおりです。

表 4-4-1 ごみ減量化施策の事業スケジュール

「○」：今後も継続して実施、「★」：新たに実施

大区分	施策主体名			小区分	目標										
					中間目標						目標				
	行政	町民	事業者		H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41
発生抑制、再使用の推進	○			No.1 廃棄物減量等に関する組織・体制の整備	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.2 ごみ処理手数料負担の検討	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.3 広報・啓発活動の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○	○	No.4 再生品の使用促進及び使い捨て品の使用抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○			No.5 行政等における排出抑制	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○	○		No.6 生ごみの減量化	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	No.7 事業者に対する減量化指導の徹底	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★	★
	○	○	○	No.8 マイバック運動（レジ袋の削減）	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
環境教育	○			No.9 環境教育の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
分別・リサイクル品目の拡大	○			No.10 資源ごみ分別体制の推進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	○		○	No.11 容器等店頭回収の促進	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
施設維持への対応	○			No.12 最終処分場の安定的な確保	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
災害対応の推進	○			No.13 災害廃棄物処理計画の策定	★	★	★								

## 第5節 ごみ処理に係る将来計画

### 1. 発生抑制・排出抑制計画

#### 1) 発生抑制・排出抑制に係る基本方針

循環型社会の形成を進めていくためには、第1に「発生抑制・排出抑制」、第2に「再使用」、第3に「再生利用」(3R)に努める必要があります。

本町では、今後、循環型社会の形成を進めるために、3Rのうち最も重要である「発生抑制・排出抑制」について、主に一般廃棄物の減量等に関する事項を審議する「廃棄物減量等推進審議会」の活性化を図りながら検討していきます。また、各団体や関係機関と幅広く連携を図りながら検討していきます。

#### 2) 発生抑制・排出抑制に係る施策

本町において、本計画期間に実施する発生抑制・排出抑制に係る施策は、「第4節 ごみ減量化施策」示すとおりであり、本町では、適正なごみの発生抑制・排出抑制が行われるよう、年度毎に策定するごみ処理実施計画において、具体的な施策を示しながら、積極的に取り組んでいきます。

### 2. 収集・運搬計画

#### 1) 収集・運搬に係る基本方針

分別排出されたごみについては、資源化及び適正処理・処分が図れるよう、迅速かつ衛生的に収集・運搬します。また、平成32年度から平成34年度に実施する基幹的設備改良工事中には、本町で発生したごみを一部、島外で処理することになるため、上記の基本方針を念頭に置き、今後、島外処理の際の運搬計画についても検討を進めます。

#### 2) 収集区域及び収集人口

##### (1) 収集区域

収集区域は、現在と同様、本町全域とします。

##### (2) 収集人口

収集人口は、本町の将来人口とします。

なお、目標年度における本町の将来人口は、12,513人を見込んでいます。

#### 3) 収集体制

今後の収集体制は、原則、現状の収集体制を維持します。

#### 4) 収集区分等

本町の目標年度における収集区分等は、下記に示すとおりです。

なお、現状からの変更点としては、近年、インターネットショッピングを利用する町民が増加し、事業系ごみのダンボール等が増加しているため、事業者に対して、古紙類等を中心に独自回収事業の推進を図っていきます。

表 4-5-2 目標年度における収集区分等

	分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料
収集ごみ ・直接搬入 ごみ	可燃ごみ	台所ごみ、紙・布類、木くず・庭草類、プラスチック容器、ポリ袋類、発泡スチロール類・カップ類・ゴム類	直営	2回/週	1容器10kg以内100円
	不燃ごみ	ガラス類、陶器類、金属類、電気（小型）・台所製品類	委託	2回/月	1容器10kg以内100円
	缶類	スチール缶、アルミ缶	委託	2回/月	無料
	ピン類	無色ピン、茶色ピン、その他ピン			
	ペットボトル	ペットボトル			
	古紙類	新聞、雑誌、ダンボール			
	粗大ごみ	タンス、机、ベッド、応接セット、サイドボード、自転車、食器棚、じゅうたん、イス、ストーブ、レンジ等	委託（ステーション、各戸） 許可（各戸）	委託（1回/月） 許可（随時）	1辺の長さ及び高さが50cm以上の大型ごみ1個300円（許可については、許可業者により料金設定）
集団回収 ごみ	分別区分	品目	収集形態	収集頻度	処理手数料
	集団回収ごみ	ダンボール			

### 3. 中間処理計画

#### 1) 中間処理に係る基本方針

中間処理は、資源化（マテリアルリサイクル）を優先的に行い、資源化が困難なごみについては、焼却処理を行います。なお、基幹的設備改良工事後については、焼却処理の際に発生する熱を場内で利用できるよう、今後、検討を進めています。

#### 2) 島後清掃センター

##### （1）基本方針

本町で発生する可燃ごみ及び島後リサイクルセンターで発生する可燃性の処理残渣は、今後も、島後清掃センターにおいて、焼却処理し、減容化に努めます。

なお、本町では、処理を行うにあたり、安全・安定かつ効率的な運転を行うことを念頭に置き、適切に管理します。

##### （2）基幹的設備改良工事による延命化

###### ア 基幹的設備改良工事の必要性及び今後の流れ

島後清掃センターは、竣工から約25年が経過（平成5年4月 竣工）し、経年的な老朽化が進行している施設であり、今後、これまでと同様に使用することにより、さらなる経年的な老朽化が進行し、維持管理に要する費用の高騰等が想定されたため、本町として、今後の施設整備の方向性を検討する必要性が高まりました。

こうした状況に鑑み、本町では、平成29年度に、今後の施設整備の方向性を検討し、その結果、「島後清掃センターの延命化を図る」ことが決定し、検討結果等をとりまとめた「隠岐の島町一般廃棄物処理施設基本構想報告書」を策定しました。

島後清掃センターの基幹的設備改良工事では、高性能化及び省エネ化を図ることにより、環境省の交付金を活用することが可能となります。そのため、本町では、環境省の交付金を活用するために、平成30年度において、「隠岐の島町 循環型社会形成推進地

域計画」及び本計画の策定を行っているところです。

なお、環境省の交付金を活用するためには、下記の 2 点に留意する必要があります。

- ① 長寿命化総合計画に沿った内容の工事とすること
- ② 一定の CO<sub>2</sub> 削減効果があること

今後は、基幹的設備改良工事の内容をとりまとめた発注仕様書の作成(平成 31 年度)、長寿命化総合計画の作成(平成 31 年度) 及び基幹的設備改良工事(平成 32 年度から平成 34 年度) に取り組む予定です。

#### イ 基幹的設備改良工事の内容

島後清掃センター基幹的設備改良工事の内容については、平成 31 年度に検討する予定としています。

ただし、今回の基幹的設備改良工事は、施設を稼働させながら、長期間にわたり実施することになるため、設備・機器の状況等によっては、平成 31 年度に検討した工事内容を変更することも考えられます。

#### ＜参考＞

##### 長寿命化総合計画について

長寿命化総合計画は、施設保全計画と延命化計画で構成されており、大規模な補修工事を「基幹的設備改良工事」として実施するためには、策定することが必須となっている計画です。

なお、参考として、施設保全計画及び延命化計画の概要は、下記に示すとおりです。

##### ①施設保全計画

施設の性能を長期に維持していくために、日常的・定期的に行う「維持・補修データの収集・整備」「保全方式の選定」「機器別管理基準の設定・運用」「設備・機器の劣化・故障・寿命の予測」等の作業計画です。設備・機器に対し適切な保全方式及び機器別管理基準を定め、適切な補修等の整備を行って、設備・機器の更新周期の延伸を図ります。

##### ②延命化計画

施設の性能を長期にわたり維持するためには、適切な施設の保全計画の運用に努めることが重要ですが、それでもなお生ずる性能の低下に対して必要となる基幹的設備・機器の更新等の整備を、適切な時期に計画的に行うことにより、施設を延命化する計画です。

#### (3) 事業スケジュール

島後清掃センター基幹的設備改良工事の事業スケジュールは、次々ページに示すとおりです。

なお、事業スケジュールには、次期最終処分場の事業スケジュールもあわせて記載します。

### 3) 島後リサイクルセンター

#### (1) 基本方針

本町で発生する不燃ごみ、資源ごみ及び粗大ごみは、今後も島後リサイクルセンターにおいて処理します。

なお、本町では、処理を行うにあたり、安全かつ効率的な運転を行うことを念頭に置き、適切に管理します。

表 4-5-3 島後清掃センター基幹的設備改良工事の事業スケジュール

No.	項目＼年度	平成 29	平成 30			平成 31			平成 32			平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39	平成 40	平成 41	平成 42	平成 43	平成 44																							
			4	5	6	7	8	9	10	11	12																																			
①	一般廃棄物処理施設構想（方針決定）		●	●																																										
②	一般廃棄物処理基本計画		●	●	●	●	●	●	●	●	●																																			
③	循環型社会形成推進地域計画			●	●	●	●	●	●	●	●																																			
島後清掃センター（既存施設）を基幹改良工事する場合																																														
④	長寿命化総合計画											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑤	発注仕様書作成 ・工事項目の検討 ・予定価格の検討											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑥	ごみ処理施設基幹改良工事監理											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑦	ごみ処理施設基幹改良工事											●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
No.	項目＼年度	平成 29	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3																				
			平成 30			平成 31			平成 32			平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39	平成 40	平成 41	平成 42	平成 43	平成 44																							
次期最終処分場の整備工事																																														
④	建設用地選定・取得																																													
	建設用地選定												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑤	合意形成																																													
	最終処分場基本計画												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑥	最終環境影響調査																																													
	測量調査、地質調査												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑦	測量調査（地形測量）																																													
	地質調査												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑧	関係機関協議																																													
	最終処分場基本設計												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑨	最終処分場実施設計																																													
	最終処分場建設工事												●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
⑩	最終処分場建設工事監理																																													
	竣工												▲	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●	●																					
No.	項目＼年度	平成 33	平成 34	平成 35	平成 36	平成 37	平成 38	平成 39	平成 40	平成 41	平成 42	平成 43	平成 44																																	

## 4. 最終処分計画

### 1) 基本方針

島後清掃センターから排出される焼却残渣、島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣（処理困難物含む。）は、基本的には、島後一般廃棄物最終処分場で埋立処分しますが、残余容量がひっ迫しているため、今後は、次期最終処分場の整備事業を進め、次期最終処分場竣工後は、島後清掃センターから排出される焼却残渣、島後リサイクルセンターから排出される不燃性残渣（処理困難物含む。）の全量を次期最終処分場で埋立処分します。

なお、前述のとおり、島後一般最終処分場は、残余容量がひっ迫しており、今後、整備を進める次期最終処分場も有限のものであるため、本町では、ごみ減量化施策等を講じることで最終処分量の削減を図っていきます。

また、最終処分に際しては、環境への負荷を低減し、安全かつ安心して処分が継続できる体制を保持していきます。

### 2) 残余年数の算定

島後一般廃棄物最終処分場の残余年数は、最終覆土量を見込まない場合、10年程度となります。一般的に、最終覆土量は、50cmから1m程度と言われているため、島後一般廃棄物最終処分場の埋立面積（1,200m<sup>2</sup>）及び単位容積重量（0.41 t/m<sup>3</sup>）を考慮すると、1,500m<sup>3</sup>程度から3,000m<sup>3</sup>程度必要となります。そのため、最終覆土量を見込む場合、島後一般廃棄物最終処分場の残余年数は9年程度となります。

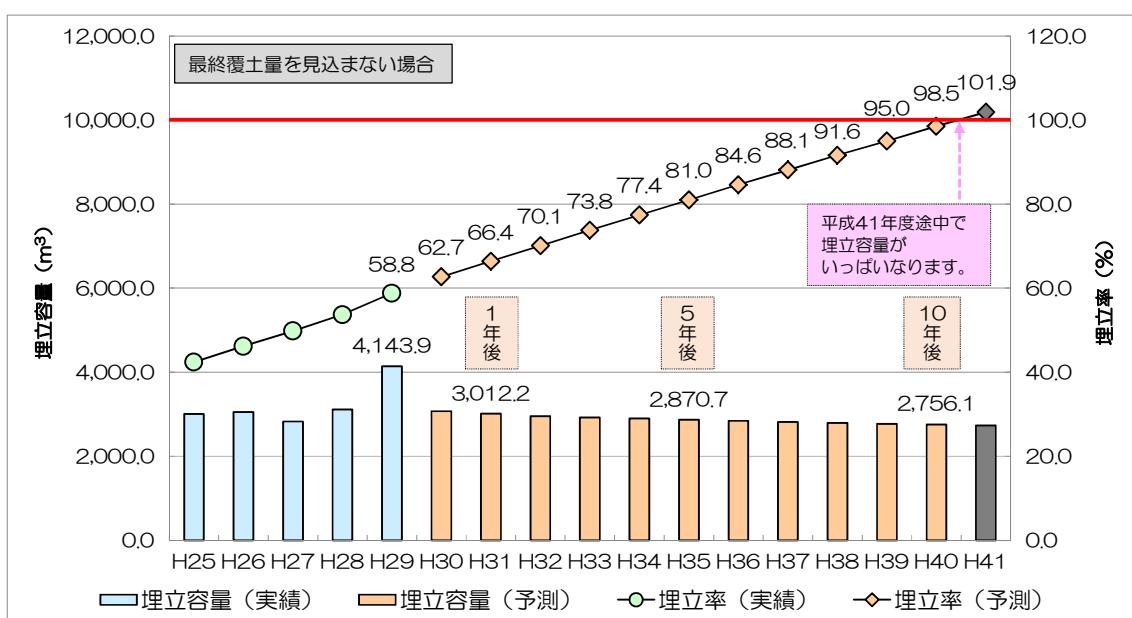


図 4-5-2 埋立率の推移

## 第6節 その他の事項

### 1. 不法投棄対策について

環境モニター事業により、現状、把握している不法投棄物を今後も計画的に回収、処分していきます。また、不法投棄物に対して、地域や警察などの関係機関と連携し、迅速な撤去を行い、不法投棄物の撤去の体制を整えます。さらに、不法投棄の未然防止を図るため、パトロールや監視カメラの活用等監視体制を強化していきます。

### 2. 適正処理困難物について

適正処理困難物は、焼却困難、最終処分困難、危険性（引火・爆発性・病原性・有害・有毒等）、作業場の困難性（大きさ・重さ）等の性質を有しているものを指します。

今後、本町では、処分先の案内や処分方法などの情報を提供し、町民、事業者が適切に処分することができるよう検討を進めています。なお、下記に示す以外に、本町が処理する際に支障があると認めるものが生じた場合は、必要に応じ、適正処理困難物に加えていく予定です。

表 4-6-1 本町での適正処理困難物

	内容	品目（例）
①感染性のあるもの	医療機関から排出される感染性一般廃棄物	<ul style="list-style-type: none"><li>血液の付着したガーゼ、包帯等</li><li>手術等に伴って発生する臓器、組織などの病理廃棄物</li></ul>
②有害性のあるもの	硫酸、塩酸、農薬その他有害・有毒性の強い物質を含むもの	<ul style="list-style-type: none"><li>バッテリー</li><li>農薬、劇薬、その他毒性物質が混入しているもの</li></ul>
③危険性のあるもの	火薬、発煙物等爆発の危険性を有するもの	<ul style="list-style-type: none"><li>火薬類（未使用の花火を含む）</li><li>ガスボンベ</li><li>エンジン類</li></ul>
④引火性のあるもの	引火性の強いもの及び火気のあるもの	<ul style="list-style-type: none"><li>塗料、溶剤及び灯油類</li><li>燃えがらや残焼物で火気のあるもの、又は高温のもの</li></ul>
⑤その他		<ul style="list-style-type: none"><li>タイヤ</li><li>自動車、オートバイ等</li><li>草刈機、耕運機、チェーンソー等</li><li>田植え機等農業用機械</li><li>消火器</li><li>ピアノ</li><li>家電リサイクル法に基づく、廃家電4品目</li><li>資源有効利用促進法に基づく、家庭用使用済みパソコン</li></ul>

### 3. 在宅医療廃棄物の処理体制について

高齢化社会等により、在宅医療に伴って発生する医療廃棄物について、処理実態を把握し、医療機関等と連携を図りながら、適正な処理体制の確立を図っていきます。

### 4. 超高齢化社会に対応するごみ処理体制の推進

高齢者及び障がい者等にとって、ごみ出しや複雑化するごみの分別は困難性が高いため、本町では関係機関、収集運搬業者、ボランティア団体等との連携を図り、超高齢社会に対応するごみ処理体制の構築に向けて検討していきます。

### 5. 海岸漂着ごみについて

本町には、毎年、208t程度（直近3年間の平均）の海岸漂着ごみが漂着しており、大半の海岸漂着ごみを島後一般廃棄物最終処分場で埋立処分していることから、海岸漂着ごみが最終処分場の残余容量をひっ迫する要因の一つになっていると考えられます。

島後一般廃棄物最終処分場は、前述したとおり、残余容量がひっ迫しており、今後もこれまでと同様に海岸漂着ごみを埋立処分することは、財政面等から難しいと考えています。

今後、整備を進める次期最終処分場も有限のものであるため、海岸漂着ごみの処理・処分については、島外搬出を行い、処理・処分することを検討していきます。